

第160回 定時株主総会招集ご通知



開催
日時

2024年6月27日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

大阪市北区梅田二丁目5-25 ハービスOSAKA地下2F



開催
場所

ハービスHALL

※会場が前回と異なっておりますので、裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えないようご注意ください。

決議 事項

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 第160期剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 監査等委員である取締役補欠者1名選任の件 |
| 第6号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 |
| 第7号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 |
| 第8号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）等に対する株式報酬制度の内容決定の件 |

インターネット等または書面による議決権行使期限
2024年6月26日（水曜日）午後5時まで

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご支援・ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

2023年度はコロナ禍の収束により社会・経済活動の正常化が進みました。一方で、ロシアーウクライナ、中東における地政学リスクのさらなる拡大や、多くの自然災害に見舞われました。そのような中、当社は2022年度からスタートした第17次中期経営計画において、成長戦略「Good to Great」で掲げている持続的成長サイクルへの転換を果たすべく、構造改革と事業ポートフォリオの改善を進めてまいりました。

また、昨年末には、当社の最重要基盤である「人財」がより活躍できる職場をコンセプトに、本社機能の移転を実施し、セキュリティ対策と災害時の安全確保・BCP対策も強化しております。このように人財への投資と育成に注力し、塗料事業で培った技術と人財で社会の課題を解決するサステナブル経営へのシフトを進め、企業価値の最大化に努めてまいります。

当社の創業者である岩井勝次郎は「利益追求と社会発展への貢献」という言葉を残しております。これはESG経営そのものであり、私たちは創業の精神に立ち返り、塗料のプロフェッショナルとして社会への貢献を続けてまいります。

塗料はサステナブルな社会の実現に大きく貢献できる産業です。
これからも社会から必要とされ、
持続的に成長を続ける「真のグローバルカンパニー」と
なるべくさらなる企業価値の向上に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも引き続き
変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長

毛利訓士

証券コード 4613
(発送日) 2024年6月6日
(電子提供措置の開始日) 2024年5月31日

株 主 各 位

兵庫県尼崎市神崎町33番1号
(本社事務所 大阪市北区梅田一丁目13番1号)

関西ペイント株式会社

代表取締役社長 毛利 訓士

第160回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第160回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、以下のインターネット上の各ウェブサイトに「第160回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.kansai.co.jp/ir/stock/shareholders-meeting/>



東京証券取引所ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



※東京証券取引所ウェブサイトでは、銘柄名（会社名）「関西ペイント」または証券コード「4613」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

株主総会資料掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/4613/teiji/>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、いずれかの方法により2024年6月26日（水曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月27日(木曜日) 午前10時(受付開始 午前9時)
2. 場 所 大阪市北区梅田二丁目5-25 ハービスOSAKA地下2F ハービスHALL
(会場が前回と異なっておりますので、裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。)

3. 目的事項
報告事項

1. 第160期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)事業報告、
連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の第160期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 第160期剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 監査等委員である取締役補欠者1名選任の件
第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第8号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)等に対する株式報酬制度の内容決定の件

以上

- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記の当社ウェブサイト、東京証券取引所ウェブサイト及び株主総会資料掲載ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎ 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。従いまして、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
事業報告の「企業集団の現況に関する事項」の一部、「会社の新株予約権等に関する事項」、「会計監査人に関する事項」及び「会社の体制及び方針」の一部、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

- ・株主様へのお土産のご用意はありません。ご理解くださいますようお願い申し上げます。

目次

第160回 定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	
第1号議案 第160期剰余金処分の件	7
第2号議案 定款一部変更の件	8
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件	13
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	22
第5号議案 監査等委員である取締役補欠者1名選任の件	26
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件	27
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	27
第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）等に対する株式報酬制度の内容決定の件	28
事業報告	34
連結計算書類・計算書類	53
監査報告	57



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2024年6月27日（木曜日）
午前10時



インターネットで議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、各議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月26日（水曜日）
午後5時入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年6月26日（水曜日）
午後5時到着分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX 票

XXXX年XX月XX日

1. _____

2. _____

ログイン用QRコード

見本

XXXXXXXXXXXXXXX

XXXXXXXXXXXXXXX

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第3号・第4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に〇印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に〇印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

上記の議案以外

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に〇印

※議決権行使書用紙はイメージです。

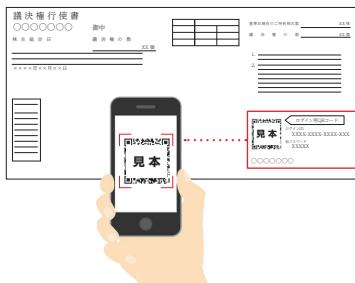
- ・インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いします。
- ・インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。
- ・議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は、画面の案内に従って賛否を入力してください。

インターネットによる議決権行使でパソコンまたはスマートフォン等の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

- ・インターネットによる議決権行使にあたり、議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用は株主様のご負担となります。また株主様のインターネット利用環境によってはご利用できない場合があります。
- ・機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

議案及び参考事項

第1号議案 | 第160期剰余金処分の件

当社は、企業体質の強化を通じて収益力の向上を図り、株主の皆様に対し配当を安定的・継続的に実施することを考慮しながら、業績に応じた利益配分を行うことを基本方針としております。内部留保資金につきましては、長期安定的な経営基盤を確立し、さらなる成長に向けて、研究開発への投資、国内外の生産販売体制の整備等に有効活用してまいります。

当期剰余金処分につきましては、以上の方針のもと、次のとおりといたしたく存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 金22円 総額4,629,268,138円

- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年6月28日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を可能とするため、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、当社定款につきまして、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。あわせて、現行定款第13条第2項において、株主総会開催場所を大阪市に限定しておりましたが、災害等不測の事態に備えて、柔軟に株主総会開催場所を選定できるよう、現行定款第13条第2項を削除いたします。その他、上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機 関)	(機 関)
第4条 本会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 本会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) <u>監査役</u>	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) <u>監査役会</u>	(削除)
(4) 会計監査人	(3) 会計監査人
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条～第12条 (条文省略)	第6条～第12条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p>
<p>(招 集)</p>	<p>(招 集)</p>
<p>第13条 (条文省略) <u>2. 株主総会は、大阪市においてこれを招集することができる。</u></p>	<p>第13条 (現行どおり) (削除)</p>
<p>第14条～第18条 (条文省略)</p>	<p>第14条～第18条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会</p>
<p>(取締役の定員)</p>	<p>(取締役の定員)</p>
<p>第19条 取締役は、11名以内とする。</p>	<p>第19条 取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) は、11名以内とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>2. 監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>
<p>(取締役の選任)</p>	<p>(取締役の選任)</p>
<p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p>	<p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p>
<p>2. (条文省略)</p>	<p>2. (現行どおり)</p>
<p>3. (条文省略)</p>	<p>3. (現行どおり)</p>
<p>(取締役の任期)</p>	<p>(取締役の任期)</p>
<p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>第21条 取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議により、会社を代表する取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議により、取締役会長、取締役社長各1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議により、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から会社を代表する取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議により、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>(取締役会の招集および招集通知)</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>2. 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集および招集通知)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。</p>
<p>第24条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第24条 (現行どおり)</p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第25条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。</u></p>
<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。</p>	<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 本会社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 本会社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<u>(監査等委員会の決議の方法)</u> <u>第28条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席監査等委員の過半数をもって行う。</u>
(新設)	<u>(取締役への委任)</u> <u>第29条 本公司は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。</u>
(取締役の責任免除) 第27条 (条文省略)	(取締役の責任免除) 第30条 (条文内容は現行どおり)
第5章 監査役および監査役会	(削除)
<u>(監査役の定員)</u> 第28条 監査役は、5名以内とする。	(削除)
<u>(監査役の選任)</u> 第29条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削除)
<u>(監査役の任期)</u> 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。	(削除)
<u>(常勤の監査役)</u> 第31条 常勤の監査役は、監査役会の決議によって選定する。	(削除)

現行定款	変更案
<p>(監査役会の招集および招集通知) <u>第32条</u> 監査役会は、各監査役が招集する。 2. 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。</p>	(削除)
<p>(監査役会の決議の方法) <u>第33条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	(削除)
<p>(監査役の責任免除) <u>第34条</u> 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>	(削除)
<p>第<u>6</u>章 計 算 (事業年度) <u>第35条</u>～<u>第38条</u> (条文省略)</p>	<p>第<u>5</u>章 計 算 (事業年度) <u>第31条</u>～<u>第34条</u> (条文内容は現行どおり)</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、取締役全員（9名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、これにより独立社外取締役が取締役会に占める比率は1/3超を維持することとなります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位		取締役会への出席状況
1	毛利 訓士	代表取締役社長	再任	19/19回 100%
2	高原 茂季	代表取締役副社長執行役員	再任	19/19回 100%
3	西林 均	代表取締役専務執行役員	再任	19/19回 100%
4	梶間 淳一	取締役常務執行役員	再任	15/15回 100%
5	富岡 崇	常務執行役員	新任	— —
6	大森 紳一郎	社外取締役	再任 社外 独立	15/15回 100%
7	四方 ゆかり		新任 社外 独立	— —
8	アスリ M.チョルパン		新任 社外 独立	— —

(注) 1. 上記取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款の定めに基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

2. 梶間淳一氏及び大森紳一郎氏は、2023年6月29日付で取締役に就任したため、取締役会の開催回数が他の取締役と異なります。

新任 新任取締役候補者
 再任 再任取締役候補者
 社外 社外取締役候補者
 独立 独立役員候補者

指名の方針

取締役候補者については、取締役会がその責務を実効的に果たすため必要な知見・能力に加え、ジェンダーや国際性の面を含む多様性も備えたバランスの取れた構成となるよう指名しております。

また、社外取締役候補者については、高度な専門性及び豊富な経験を有する、経営経験者、弁護士、会計士等の中から、当社の独立性基準に照らし合わせて指名しております。

指名の手続き

当社では、取締役候補者の選任議案の付議につきましては、社外取締役4名、社外監査役2名からなる指名委員会での審議を経て、取締役会で決定しております。

候補者
番号

1

もうりくにし

毛利 訓士

(1958年3月28日生)

再任



所有する当社株式の数	12,700株
取締役会への出席状況	19/19回 (100%)

略歴・地位及び担当（重要な兼職の状況）

1981年4月 当社入社

2010年6月 当社取締役 塗料事業部長補佐

2015年6月 当社代表取締役常務執行役員 営業、国際管掌
兼 関西ペイント販売株式会社 代表取締役社長

2018年4月 当社代表取締役専務執行役員 COO

兼 営業管掌 兼 塗料事業部長

兼 関西ペイント販売株式会社 代表取締役社長

2019年4月 当社代表取締役社長（現任）

選任の理由

毛利訓士氏は、当社事業に対する豊富な知見と実績を有し、2019年に代表取締役社長に就任以来、卓越したリーダーシップを発揮し、ポートフォリオの整備、収益力向上、財務構造改革、経営基盤強化の施策を軸に経営構造改革を牽引してまいりました。2022年にスタートした第17次中期経営計画においては、中長期視点での成長路線にシフトし、サステナビリティ経営を通じた持続可能な社会への貢献による企業価値の拡大を主導しております。これらの経験と実績を踏まえ、当社が真のグローバル企業として企業価値最大化を実現するための業務執行最高責任者として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。

(注) 候補者毛利訓士氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

候補者
番号

2

たか はら しげ き

高原 茂季 (1958年11月12日生)

再任



所有する当社株式の数 4,600株

取締役会への出席状況 19/19回 (100%)

略歴・地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1981年 4月 日本電気株式会社入社

2007年 6月 株式会社ミスミグループ本社 執行役員CFO

2011年 2月 ファイザー株式会社 取締役執行役員
経理・財務本部長CFO

2020年 4月 当社入社 当社常務執行役員 経営推進本部長

2021年 4月 当社専務執行役員 経営推進部門長

2021年 6月 当社取締役専務執行役員 経営推進部門長

2022年 4月 当社代表取締役副社長執行役員 経営推進部門長

2024年 4月 当社代表取締役副社長執行役員 最高財務責任者
(現任)

選任の理由

高原茂季氏は、世界有数のグローバル企業において経理・財務部門に従事し、専門的な知見とCFOとしての豊富な経験により培われた会社経営に関する能力を有しております。2021年6月、当社の取締役に就任し、経営推進部門長として中期経営計画の基軸である財務戦略、ガバナンス強化並びにサステナビリティ推進を牽引しました。また、CFOとして資金調達・キャッシュフローの最適化による資本効率の改善を進める等、財務構造改革を実行指揮しております。今後、当社がさらに市場から高く期待される企業に変革していくための最適な人財と判断し、取締役候補者といたしました。

(注) 候補者高原茂季氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

候補者
番号

3

にしばやし ひとし

西林 均

(1963年5月31日生)

再任



所有する当社株式の数 1,100株

取締役会への出席状況 19/19回 (100%)

略歴・地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1987年 4月 当社入社
 2015年 4月 当社自動車塗料本部副本部長
 2019年 4月 当社執行役員 コーポレート事業本部副本部長
 2020年 6月 当社取締役常務執行役員 国際事業本部長
 2020年 7月 当社取締役常務執行役員 経営推進管掌
 2021年 4月 当社取締役常務執行役員 国際事業部門長
 2024年 4月 当社代表取締役専務執行役員 国際事業部門長
 (現任)

(重要な兼職の状況)

Kansai Nerolac Paints Ltd. 取締役
 Kansai Plascon East Africa (Pty) Ltd. Director
 PT.Kansai Prakarsa Coatings 社長コミサリス
 Kansai Plascon Africa Ltd. Director, Chairman

選任の理由

西林 均氏は、当社入社以来、主に海外事業企画に従事し、市場分野・地域を問わずグローバルな事業経営に卓越した知見を有しております。2020年6月以降は、当社取締役常務執行役員として、2021年からは国際事業部門長としてグローバルレベルのポートフォリオマネジメントを推進し、収益性を向上させるとともに、欧州で複数のM&Aを成功させる等、当社のグローバル事業の拡大を牽引しております。これらの知見と実績を踏まえ、当社の海外事業戦略を推進し、グループ会社のガバナンス強化を確実に実現させ、真のグローバル企業へ変革していくにあたり最適な人財と判断し、取締役候補者といたしました。

(注) 候補者西林 均氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者
番号

4

かじま じゅんいち

梶間 淳一 (1963年12月8日生)

再任



所有する当社株式の数	3,800株
取締役会への出席状況	15/15回 (100%)

略歴・地位及び担当（重要な兼職の状況）

1987年 4月 当社入社	2021年 4月 当社執行役員 Kansai Helios Coatings GmbH 取締役社長
2016年 4月 当社自動車塗料本部副本部長	2023年 4月 当社常務執行役員 生産・S C M・調達部門長
2019年 4月 当社執行役員 自動車塗料本部副本部長	2023年 6月 当社取締役常務執行役員 生産・S C M・調達部門長
2019年12月 当社執行役員 塗料事業部技術統括 (自動車・工業)	2024年 4月 当社取締役常務執行役員 開発・調達部門長 (現任)

選任の理由

梶間淳一氏は、当社入社以来、自動車用塗料技術分野の業務に長く携わり、海外駐在経験も含めた国内外の技術渉外・開発に豊富な経験と深い専門性を有しております。当社取締役常務執行役員に就任してからは、グローバル調達の強化、サプライチェーンの刷新など、事業部門と連携した収益性強化を牽引しております。これらの知見と実績を踏まえ、当社の持続的成長をさらに推進するための最適な人財と判断し、取締役候補者といたしました。

(注) 候補者梶間淳一氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

候補者
番号

5

とみおか たかし
富岡 崇

(1972年5月22日生)

新任



所有する当社株式の数 3,500株

取締役会への出席状況 一／一回 (一%)

略歴・地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1996年4月 当社入社

2019年4月 当社経営企画室長

2020年4月 当社経営推進本部 経営企画部長

2020年7月 当社経営推進本部 副本部長
兼 経営推進本部 経営企画部長

2021年4月 当社執行役員 経営推進部門 経営企画本部長

2024年4月 当社常務執行役員 経営推進部門長 (現任)

(重要な兼職の状況)

関西ペイント販売株式会社 取締役

Kansai Nerolac Paints Ltd. 取締役

Kansai Plascon Africa Ltd. Director

選任の理由

富岡 崇氏は、当社入社以来、主として当社の自動車用塗料を始めとする営業業務に従事し、海外駐在経験も含め当社塗料事業の豊富な経験や実績を有しております。また2019年以降は経営企画領域において、企業文化の改革やM&A、中計策定、業績改善分科会を主導し、I R戦略・I T戦略・DX戦略を牽引するとともに、サステナビリティ推進体制を整備し、経営基盤の強化を強力に推進して高い成果を収めております。これらの豊富な経験や実績から、変革期を迎えている当社において、持続的な企業価値の向上を具現化し力強く推進するために最適な人材と判断し、取締役候補者といたしました。

(注) 候補者富岡 崇氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

候補者
番号

6

おおもり しんいちろう

大森 紳一郎 (1956年2月6日生)

再任

社外

独立



所有する当社株式の数 一株

取締役会への出席状況 15/15回 (100%)

略歴・地位及び担当（重要な兼職の状況）

1978年 4月 株式会社日立製作所入社	2022年 3月 コクヨ株式会社 社外取締役（現任）
2016年 4月 同社執行役専務	2022年 6月 マクニカ・富士エレホールディングス株式会社 （現マクニカホールディングス株式会社） 社外取締役 （現任）
2017年 6月 日立キャピタル株式会社（現三菱HCキャピタル株式会社）社外取締役	2023年 6月 当社社外取締役（現任）
2017年 6月 日立化成株式会社（現株式会社レゾナック）取締役	（重要な兼職の状況）
2019年 6月 日立金属株式会社（現株式会社プロテリアル） 取締役会長	コクヨ株式会社 社外取締役
2020年 7月 株式会社日立ハイテク 取締役会長	マクニカホールディングス株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要・在任期間

大森紳一郎氏は、長年企業経営に携わられてこられた経験と高い見識を有するとともに、経営の変革やガバナンスの強化を推進されてきた実績を有しております。当社が中長期戦略を実行する変革期において当社経営及び当社取締役会を客観的かつ中立的観点から助言、モニタリングをいただくことが当社にとって有用と判断し、社外取締役候補者としていたしました。

なお、同氏の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

社外取締役候補者の独立性について

大森紳一郎氏は、当社グループ会社の取引先である株式会社日立製作所の執行役専務に就任しておられましたが、当該取引先との昨年度の取引額は、当社連結売上高の0.02%未満、当該取引先の連結売上高の0.01%未満であるため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。また同氏は日立化成株式会社（現株式会社レゾナック）の取締役に就任しておられましたが、当該取引先との昨年度の取引額は当社連結売上高の0.1%未満、当該取引先の連結売上高の0.02%未満であり、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。また同氏は日立金属株式会社（現株式会社プロテリアル）の取締役会長に就任しておられましたが、当該取引先との昨年度の取引額は当社連結売上高の0.01%未満、当該取引先の連結売上高の0.01%未満であり、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。なお同氏が社外取締役を務めるコクヨ株式会社及びマクニカホールディングス株式会社との間には取引関係はないため、独立性に影響を及ぼすものではありません。また、同氏は33頁に記載の当社が定める「社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準」を満たしております。

なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

社外取締役候補者との責任限定契約について

当社は、大森紳一郎氏との間で責任限定契約を締結しており、その内容の概要は事業報告（47頁）に記載のとおりであります。

また、同氏が選任され、就任された場合には、当社は同氏との間で、当該契約を継続する予定であります。

（注）候補者大森紳一郎氏は、社外取締役候補者であります。同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

7 よも 四方 ゆかり (1964年4月9日生)

新任

社外

独立



所有する当社株式の数 一株

取締役会への出席状況 ー/ー回 (ー%)

略歴・地位及び担当（重要な兼職の状況）

1987年9月	日本ゼネラルエレクトリック株式会社（現日本GE株式会社）入社	2011年10月	グラクソ・スミスクライン株式会社 人財担当取締役
1997年7月	ゼネラルエレクトリックキャピタルカーシステム株式会社 人事総務部長	2012年4月	経済同友会幹事
2001年2月	GE横河メディカルシステム株式会社（現GEヘルスケア・ジャパン株式会社）取締役人事部門長	2016年10月	人事顧問及び人事コンサルタント（現在）
2003年1月	A I U保険会社（現A I G損害保険株式会社）人事担当執行役員	2021年6月	株式会社JALUX 社外取締役
2006年2月	マイクロソフト株式会社（現日本マイクロソフト株式会社）執行役人事本部長	2023年6月	日本電子株式会社 社外取締役（現任） （重要な兼職の状況）
			日本電子株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

四方ゆかり氏は、長年にわたって外資系企業を含む様々な人事分野で数々の要職を歴任され、豊富な経験と専門性の高い見識を有しております。また、社外取締役や経済同友会幹事として企業経営に携わってこられた豊富な実績を活かし、人財戦略を最重要課題と位置付ける当社において、的確な助言と客観的な立場からモニタリングいただくことが有用と判断し、社外取締役候補者といたしました。

社外取締役候補者の独立性について

四方ゆかり氏が過去に在任しておられました日本ゼネラルエレクトリック株式会社（現日本GE株式会社）、ゼネラルエレクトリックキャピタルカーシステム株式会社、GE横河メディカルシステム株式会社（現GEヘルスケア・ジャパン株式会社）、A I U保険会社（現A I G損害保険株式会社）、マイクロソフト株式会社（現日本マイクロソフト株式会社）及びグラクソ・スミスクライン株式会社と当社との間に取引関係はありません。また同氏が社外取締役を務める日本電子株式会社と当社の間には取引関係はなく、また当社は同氏との間に取引関係もありませんので、独立性に影響を及ぼすものではありません。また、同氏は33頁に記載の当社が定める「社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準」を満たしております。

なお、本議案のご承認を前提として、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

社外取締役候補者との責任限定契約について

当社は、四方ゆかり氏が選任され、就任された場合には、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、法令の定める額を限度として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

(注)1. 四方ゆかり氏の戸籍上の氏名は、森ゆかりであります。

2. 候補者四方ゆかり氏は、社外取締役候補者であります。同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

候補者
番号

8 アスリ M.チョルパン (1977年10月25日生)

新任

社外

独立



所有する当社株式の数 一株

取締役会への出席状況 - / - 回 (-%)

略歴・地位及び担当（重要な兼職の状況）

2008年 4月	コロンビア大学京都日本研究センター特定准教授	2016年 9月	ハーバードビジネススクール客員教授
2012年10月	ハーバード大学ライシャワー研究所客員研究員	2018年 3月	住友ゴム工業株式会社 社外監査役（現任）
2012年10月	マサチューセッツ工科大学政治学研究科及び スローンビジネススクール客員准教授	2018年 4月	京都大学大学院経済学研究科教授（現任）
2015年 7月	株式会社グルメ枠屋 社外取締役	2018年 4月	同 経営管理大学院教授（現任）
2016年 4月	京都大学大学院経済学研究科准教授	2019年 3月	N I S S H A株式会社 社外取締役 （重要な兼職の状況）
2016年 5月	同 経営管理大学院准教授		京都大学大学院 教授 住友ゴム工業株式会社 社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

アスリ M.チョルパン氏は、主に企業戦略やコーポレート・ガバナンス領域での長年にわたる豊富な研究実績や高い専門性を有しております。また、社外取締役や社外監査役として実際に企業経営に携わってこられた知見・見識を活かし、変革期を迎えている当社の経営全般を客観的な立場からモニタリングいただくことが当社にとって有用と判断し、社外取締役候補者いたしました。

社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断した理由

アスリ M.チョルパン氏は、社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、大学院教授として経営学に関する教鞭を執っておられ、専門的な知識・経験により企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

社外取締役候補者の独立性について

アスリ M.チョルパン氏が、過去に在任しておられました株式会社グルメ枠屋及びN I S S H A株式会社並びに社外監査役を務める住友ゴム工業株式会社と当社の間に取引関係はありません。また同氏が教授を務める京都大学大学院と当社の間には取引・寄付の関係はないため、独立性に影響を及ぼすものではありません。また、同氏は33頁に記載の当社が定める「社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準」を満たしております。

なお、本議案のご承認を前提として、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

社外取締役候補者との責任限定契約について

当社は、アスリ M.チョルパン氏が選任され、就任された場合には、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、法令の定める額を限度として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

(注) 候補者アスリ M.チョルパン氏は、社外取締役候補者であります。同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況
1	長谷部 秀士	常勤監査役 新任	19/19回 100%	14/14回 100%
2	山本 徳男	社外監査役 新任 社外 独立	19/19回 100%	14/14回 100%
3	中井 洋恵	社外監査役 新任 社外 独立	15/15回 100%	11/11回 100%

(注) 1. 上記取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款の定めに基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

2. 中井洋恵氏は、2023年6月29日付で監査役に就任したため、取締役会及び監査役会の開催回数が他の候補者と異なります。

新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 独立役員候補者

候補者
番号

1

は せ べ ひ で し
長谷部 秀士

(1963年1月16日生)

新任



所有する当社株式の数	6,400株
取締役会への出席状況	19/19回 (100%)
監査役会への出席状況	14/14回 (100%)

略歴・地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1985年 4月 当社入社

2015年 4月 当社管理本部 経理部長

2018年 4月 当社執行役員 管理本部 経営管理部長

2020年 6月 当社常勤監査役 (現任)

(重要な兼職の状況)

関西ペイント販売株式会社 監査役

選任の理由

長谷部秀士氏は当社の経理部長及び経営管理部長を務め、会計に関する豊富な知見を有しております。また、2020年6月から当社の常勤監査役として、それらの知見や経験を活かし、当社の業務執行を適切に監査しております。同氏には、当社での豊富な業務経験及び特に経理・会計に関する専門的知見を活かし、当社のグループガバナンスに対する監視・監査における適切な役割を果たしていただけるものと判断し、監査等委員である取締役候補者といたしました。

(注) 候補者長谷部秀士氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号 **2** やまもと とくお **山本 徳男** (1958年2月24日生)

新任 社外 独立



所有する当社株式の数	一株
取締役会への出席状況	19/19回 (100%)
監査役会への出席状況	14/14回 (100%)

略歴・地位及び担当（重要な兼職の状況）

1981年 4月 日本電気株式会社入社	2017年 6月 同社 常勤監査役
1995年 5月 NECメキシコ社出向 経理財務責任者	2019年 6月 日本高純度化学株式会社 常勤監査役
2007年 6月 同社 関連企業部長	2021年 6月 当社社外監査役（現任）
2014年 2月 NECネットエスアイ株式会社 執行役員	

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

山本徳男氏は、経理・会計スキルをベースに、海外を含む関連会社政策を統括する業務を歴任されており、コーポレート・ガバナンスについて豊富な経験と知見を有しております。また、2021年6月から当社社外監査役として、当社のグループガバナンス強化の観点から、客観的かつ専門的に適切な監査を行っていただいております。同氏には、それらの豊富な経験及び、特に経理・会計的な視点から当社のグループガバナンスに対する監視・監査における適切な役割を果たしていただけるものと判断し、監査等委員である取締役候補者いたしました。

なお、同氏の社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。

監査等委員である社外取締役候補者の独立性について

山本徳男氏が過去に在任しておられました日本電気株式会社との昨年度の取引額は、当社連結売上高の0.01%未満、当該取引先の連結売上高の0.01%未満であるため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。また、過去に在任しておられましたNECネットエスアイ株式会社と当社との間に取引関係はないため、独立性に影響を及ぼすものではありません。また、同氏は33頁に記載の当社が定める「社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準」を満たしております。

なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

監査等委員である社外取締役候補者との責任限定契約について

当社は、山本徳男氏との間で責任限定契約を締結しており、その内容の概要は事業報告（47頁）に記載のとおりであります。

また、同氏が選任され、就任された場合には、当社は同氏との間で、当該契約を継続する予定であります。

(注) 候補者山本徳男氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

候補者
番号

3

なか い ひろ え
中井 洋恵

(1961年5月20日生)

新任

社外

独立



所有する当社株式の数	一株
取締役会への出席状況	15/15回 (100%)
監査役会への出席状況	11/11回 (100%)

略歴・地位及び担当（重要な兼職の状況）

1988年 4月 弁護士登録（大阪弁護士会）	（重要な兼職の状況）
2016年 8月 当社社外監査役	弁護士、グンゼ株式会社 社外取締役
2018年 6月 グンゼ株式会社 社外取締役（現任）	
2023年 6月 当社社外監査役（現任）	

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

中井洋恵氏は、弁護士としての長年にわたる経験に基づく法律分野における専門的知見を有しておられ、2016年8月から2017年6月までの間及び2023年6月より、公正・中立な立場から当社の社外監査役として経営を監視していただいております。また、同氏は社外取締役として企業経営の監督にあられる実績も有しておられ、それらの豊富な経験を活かし、当社グループの法務・コンプライアンスを含めたガバナンス強化のため適切な役割を果たしていただけるものと判断し、監査等委員である取締役候補者としていたしました。

なお、同氏の社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断した理由

中井洋恵氏は、社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的な知識・経験により企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

監査等委員である社外取締役候補者の独立性について

中井洋恵氏が所属する弁護士事務所と当社の間取引関係はなく、また、現在同氏が社外取締役を務めるグンゼ株式会社と当社の間取引関係はないため、独立性に影響を及ぼすものではありません。また、同氏は33頁に記載の当社が定める「社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準」を満たしております。

なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

監査等委員である社外取締役候補者との責任限定契約について

当社は、中井洋恵氏との間で責任限定契約を締結しており、その内容の概要は事業報告（47頁）に記載のとおりであります。

また、同氏が選任され、就任された場合には、当社は同氏との間で、当該契約を継続する予定であります。

(注) 1. 中井洋恵氏の戸籍上の氏名は、浅見洋恵であります。

2. 候補者中井洋恵氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

第5号議案 監査等委員である取締役補欠者1名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、当社の取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役補欠者の候補者は、次のとおりであります。

くろだ あい
黒田 愛 (1966年10月14日生)

社外



所有する当社株式の数 一株

略歴・地位及び担当（重要な兼職の状況）

1995年 4月 弁護士登録（大阪弁護士会）	(重要な兼職の状況)
2017年 6月 株式会社上組 社外監査役（現任）	弁護士、株式会社上組 社外監査役

監査等委員である社外取締役補欠者の候補者とした理由及び期待される役割の概要

黒田 愛氏は、弁護士としての長年にわたる経験に基づく法律分野における専門的知見を有しておられ、社外監査役として企業経営の監査にあたられる実績も有しておられます。それらの豊富な経験を活かし、当社グループの法務・コンプライアンスを含めたガバナンス強化のため適切な役割を果たしていただけるものと判断し、監査等委員である取締役補欠者の候補者となりました。

監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断した理由

黒田 愛氏は、社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的な知識・経験により企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

監査等委員である社外取締役補欠者の候補者の独立性について

黒田 愛氏が所属する弁護士事務所と当社の間取引関係はなく、また、現在同氏が社外監査役を務める株式会社上組と当社の間取引関係はないため、独立性に影響を及ぼすものではありません。また、同氏は33頁に記載の当社が定める「社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準」を満たしております。

なお、同氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

監査等委員である社外取締役候補者との責任限定契約について

当社は、黒田 愛氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合には、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、法令の定める額を限度として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

(注) 候補者黒田 愛氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」を原案どおりご承認いただきますと、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2010年6月29日開催の第146回定時株主総会において年額700百万円以内とご承認いただき現在に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じとする。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を年額1,000百万円以内（うち社外取締役は年額100百万円以内）とさせていただきたいと存じます。

また、第2号議案「定款一部変更の件」及び本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、事業報告記載の「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」について、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件とした監査等委員会設置会社への移行に伴い、本総会終了後の取締役会にて変更の決議を予定しております。

本議案は、当該方針に沿って、取締役の個人別の報酬等の内容を定めるためにも必要なものであり、また、これまでの取締役の報酬額、他社水準及び経済情勢等を勘案したものであるため、相当であると考えております。なお、取締役の報酬額には従来どおり、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとします。

現在の取締役は9名（うち社外取締役4名）であり、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり可決された場合、取締役は8名（うち社外取締役は3名）となります。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」を原案どおりご承認いただきますと、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額150百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

また、第2号議案「定款一部変更の件」及び本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、事業報告に記載の「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」について、本総会終了後の取締役会にて監査等委員会設置会社への移行に伴う形式的な内容の変更の決議を予定しております。

本議案は、当該方針に沿って、取締役の個人別の報酬等の内容を定めるためにも必要なものであり、また、監査等委員である取締役の職責、他社水準及び経済情勢等を勘案したものであり相当であると考えております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり可決された場合、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

第8号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）等に対する株式報酬制度の内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」を原案どおりご承認いただきますと、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社は、当社の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。）、常務執行役員及び執行役員（国内非居住者を除く。）に対して、当社が抛出するこれらの者の報酬額を原資として信託を通じて取得された、当社株式及び当社株式の換価処分相当額の金銭（以下、「当社株式等」という。）の交付及び給付（以下、「交付等」という。）が行われる業績連動型の株式報酬制度（以下、「本制度」という。）について、2017年6月29日開催の第153回定時株主総会において導入を、2022年6月29日開催の第158回定時株主総会において一部改定することを、株主の皆さまよりご承認をいただき今日に至っております。

今般、監査等委員会設置会社への移行に伴い、当社の取締役、常務執行役員及び執行役員（社外取締役、監査等委員である取締役及び国内非居住者を除く。以下「取締役等」という。）を対象とした本制度にかかる報酬枠を改めて設定することにつき、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」でご承認をお願いしております取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬限度額（年額1,000百万円以内（うち社外取締役は年額100百万円以内））とは別枠で、取締役等に対して本制度に基づく株式報酬を支給することを提案するものであります。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴う手続上のものであり、実質的な報酬の額及び内容は、上述の定時株主総会においてご承認いただきました内容と同一であり、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高め、株主の皆さまと利害を共有することを目的としており、相当であると考えております。

なお、事業報告記載の「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」は、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本総会終了後の取締役会にて変更の決議を予定しており、当該変更は第2号議案「定款一部変更の件」及び第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」並びに本議案が原案どおり承認可決されることを条件としております。

また、本総会の終結時に本制度の対象となる当社の取締役（社外取締役、監査等委員である取締役及び国内非居住者を除く。）の数は、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと5名となります。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

2. 本制度における報酬等の額及び内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役等の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役等に当社株式等の交付等が行われる株式報酬制度です（詳細は下記（2）以降のとおり。）。

①本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・当社取締役等
②本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
当社が拠出する金員の上限（下記（2）のとおり。）	・3事業年度を対象として、750百万円
取締役等に交付等が行われる当社株式等の株式数の上限（下記（3）のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> ・90,000株に対象期間の年数を乗じた株数であり、当初の対象期間である3事業年度を対象として取締役等に交付等が行われる当社株式等の数の総数の上限交付株式数は270,000株 ・1事業年度あたりに取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の上限数の当社発行済株式総数（2024年3月31日現在。自己株式控除後。）に対する割合は約0.04%
当社株式の取得方法（下記（2）のとおり。）	本制度に伴う当社株式は、株式市場または当社（自己株式処分等）より取得 ただし、当初の対象期間にかかる当社株式は、株式市場から取得予定のため、希薄化は生じない
③業績達成条件の内容（下記（3）のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> ・当社の中期経営計画で掲げる業績指標等 ・当初の対象期間に用いる指標はEBITDA、ROEとする ・それぞれの達成度に応じ、業績連動係数は0%～200%の範囲で変動
④取締役等に対する当社株式等の交付等の時期（下記（4）のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> ・退任時 （ただし、本制度を通じて取得した当社株式は、退任後1年が経過するときまで継続保有する。）

(2) 当社が拠出する金員の上限

本制度は、当社が掲げる中期経営計画の対象となる期間に対応した3事業年度（当初は、2023年3月31日で終了する事業年度から2025年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度）を対象とします（本制度の対象とする期間を、以下「対象期間」という。）。

当社は、対象期間において、250百万円に当該対象期間の年数を乗じた金額（当初の対象期間である3事業年度に対しては750百万円）の範囲内で信託金を拠出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者として対象期間に相当する期間の信託（以下「本信託」という。）を設定します。

本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場または当社（自己株式処分等）から取得します。

当社は、対象期間中、取締役等に対するポイント（下記（3）の通り。）の付与を行い、取締役等の退任後（ただし、取締役等が死亡した場合は死亡後。以下同じ。）に付与ポイント累積値（以下「累積ポイント数」という。）に相当する当社株式等の交付等を本信託から行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、信託期間を3年間延長し、信託期間の延長以降の3事業年度を対象期間とします。当社は延長された信託期間ごとに、750百万円の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続し、本信託は、延長された信託期間中、当社株式等の交付等を継続します。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）及び金銭（以下、「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と当社が追加拠出する信託金の合計額は、750百万円の範囲内とします。

また、各本信託の信託期間の満了時で信託契約の変更及び追加信託を行わない場合に、受益者要件を満たす可能性のある取締役等が在任している場合には、それ以降、取締役等に対するポイントの付与は行われませんが、当該取締役等が退任し、当該取締役等に対する当社株式等の交付等が完了するまで、本信託の信託期間を延長させることがあります。

(3) 取締役等に対して交付等が行われる当社株式数の算定方法と上限

当社は、信託期間中の毎事業年度（初回は2023年3月31日で終了する事業年度）の末日に在任している取締役等（同日をもって任期満了等により退任した取締役等を含む。）に対して、以下の算定方法をもとに算出されるポイントを当該事業年度終了後の所定の時期に付与します。付与されたポイントは毎年累積され、取締役等の退任時に累積ポイント数に応じて当社株式等の交付等を行います。

<ポイントの算定方法>

取締役等に付与されるポイントは、固定ポイント、業績連動ポイントの合計とします。固定ポイント及び業績連動ポイントは、それぞれ役位に応じてあらかじめ定める役員別株式報酬基準額の1/2にあたる固定部分（以下「固定基準額」という。）と、残りの1/2にあたる業績連動部分（以下「業績連動基準額」という。）に業績連動係数を乗じたものを、本信託の対象期間の初年度の7月1日（この日が営業日でない場合は翌営業日とし、当初対象期間については2022年7月1日とする。）の東京証券取引所における当社株式の終値（以下「前提株価」という。）で除して算出します。

(固定ポイントの算定式)

固定基準額 ÷ 前提株価 (小数点以下の端数は切り捨て)

(業績連動ポイントの算定式)

業績連動基準額 ÷ 前提株価 × 業績連動係数(※) (小数点以下の端数は切り捨て)

(※) 業績連動係数は、当社の中期経営計画で掲げる業績指標 (当初の対象期間はEBITDA、ROE) 等の目標達成度に基づき、0~200%の範囲で変動します。

1ポイント=当社普通株式1株とし、本信託内の当社株式について、信託期間中に株式の分割・株式の併合等によって増加または減少した場合、当社は、その増加または減少の割合に応じて、交付等が行われる当社株式の数を調整いたします。

本信託の信託期間中に取締役等に対して付与されるポイント数の上限は、90,000ポイントに対象期間の年数の3を乗じたポイント数とし、本信託の信託期間中に取締役等が本信託から交付等を受けることができる当社株式等の数の上限は、当該上限ポイント数に相当する株式数とします (以下「上限交付株式数」という。)。そのため、3事業年度を対象とする当初の対象期間中に対応する上限交付株式数は、270,000株 (1ポイントにつき当社株式1株の場合) となります。上限交付株式数は、上記(2)の当社が拠出する金員の上限を踏まえて、株価の推移を参考に設定しています。

なお、上記(2)により本信託の継続が行われた場合、延長された信託期間における上限交付株式数は、90,000ポイントに延長された信託期間の年数の3を乗じたポイント数に相当する株式数とします。

(4) 取締役等に対する当社株式等の交付等の方法及び時期

受益者要件を充足した取締役等は、取締役等を退任した時点における累積ポイントに相当する数の当社株式の交付を本信託から行うものとします。

このとき、当該取締役等は、ポイント数の一定の割合に相当する数の当社株式については納税資金確保のために本信託内で換価したうえで、換価処分金相当額の金銭の給付を受け、残りのポイントに相当する数の当社株式 (単元未満株式は切り捨て) について交付を受けるものとします。

なお、本制度を通じて取得した当社株式は、退任後1年が経過するまで継続保有するものとします。

(5) クローバック制度等

取締役等に重大な不正・違反行為等が発生した場合、当該取締役に対し、本制度に基づき付与されたポイントの没収 (マルス) 並びに交付した株式等相当の金銭の返還請求 (クローバック) ができるものとします。

(6) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(7) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

<第3号～第5号議案をご判断いただくための事項>

1. 第3号議案及び第4号議案が可決した場合の取締役会のメンバー構成及びその専門性

当社の経営を遂行するにあたり必要と考える専門性及び個々の取締役に期待する専門性は以下のとおりです。

	氏名	属性	経営	営業 マーケティング	財務 会計	グローバル	研究開発 SCM	人事 人財開発	法務 リスク管理	ESG	IT デジタル
取締役	毛利 訓士	社内 男性	●	●						●	
	高原 茂季	社内 男性	●		●	●			●	●	●
	西林 均	社内 男性	●	●		●					
	梶間 淳一	社内 男性	●			●	●				
	富岡 崇	社内 男性	●	●	●	●		●		●	●
	大森 紳一郎	独立社外 男性	●			●			●	●	●
	四方 ゆかり	独立社外 女性	●			●		●		●	
	アスリ M. チョルパン	独立社外 外国人女性	●			●			●	●	
監査 等 取締役 員 で	長谷部 秀士	社内 男性			●						
	山本 徳男	独立社外 男性			●	●			●	●	
	中井 洋恵	独立社外 女性							●		

2. 役員等賠償責任保険について

当社は、当社の取締役、監査役及び執行役員、並びに主要な連結子会社の取締役及び監査役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、同被保険者がその職務に関して責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。第3号～第5号議案の候補者が就任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

3. 政策保有株式に関する考え方と削減状況

当社は、2020年11月に公表いたしました成長戦略において、その実行を支えるための基盤強化の一環として、「総資産圧縮による成長投資資金の捻出」を掲げております。その方策の一つとして、政策保有株式についてはその経済合理性を検証しながら削減を推進しておりますが、当期末における現況は以下のとおりであります。

	2024年3月末時点		2023年3月末時点	
	銘柄数	貸借対照表計上額の合計額 (百万円)	銘柄数	貸借対照表計上額の合計額 (百万円)
非上場株式	41	3,313	40	2,318
非上場株式以外の株式	30	19,292	52	49,197

<第160期における政策保有株式の削減（売却額）>

	銘柄数	売却金額（百万円）
非上場株式以外の株式	24	36,904

4. 社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準

第1条 この規程は、当社における社外取締役及び社外監査役（以下、あわせて「社外役員」という。）を選任するための独立性に関する基準を定めるものである。

第2条 当社における社外役員は、以下のいずれにも該当してはならない。

- (1) 当社及び当社の子会社の取締役（当社及び当社の子会社の社外取締役を除く。）、業務執行取締役、監査役（当社及び当社の子会社の社外監査役を除く。）、執行役、会計参与（当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）、支配人その他の使用人である者
- (2) 当社または当社の子会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者
- (3) 当社または当社の子会社の主要な取引先若しくはその業務執行者
- (4) 当社の主要株主（当該主要株主が法人である場合は、当該法人の業務執行者等。）
- (5) 当社または当社の子会社から多額の寄付を受けている者（当該寄付を受けている者が法人である場合は、当該法人の業務執行者等。）
- (6) 当社または当社の子会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者。）
- (7) 過去において、上記（1）から（5）に該当していた者
- (8) 過去3年間において、上記（6）に該当していた者
- (9) （1）から（8）までに掲げる者（重要でない者を除く。）の二親等以内の親族及び配偶者

第3条 当社における社外役員は、前条に定める要件のほか、当社の一般株主との間で実質的な利益相反が生じる事情を有してはならない。

第4条 当社における社外役員は、本規程に定める独立性を維持することに努めるものとする。本規程に反し、独立性を有しないおそれが生じたときには直ちに当社に報告するものとする。

※注記

第1条 本基準の内容は、会社法及び東京証券取引所 有価証券上場規程施行規則等に基づく。

第2条

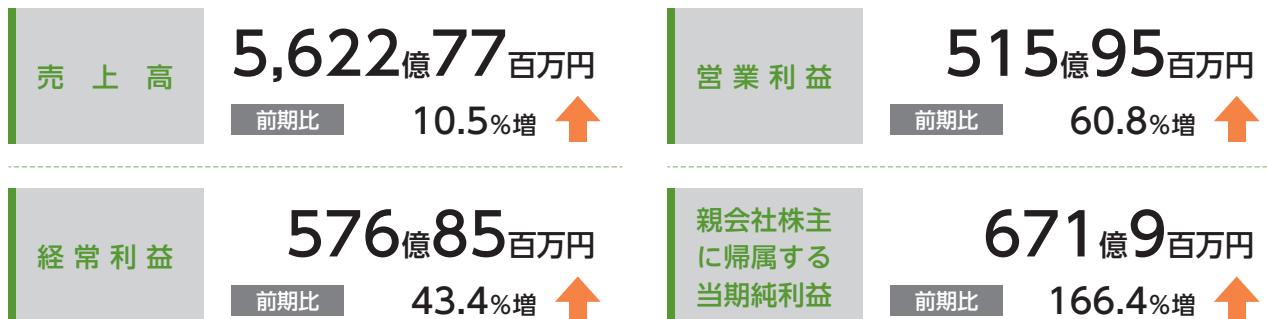
- (2) 「主要な取引先とする者」とは、「直前事業年度において、当社連結グループへの当該取引先の連結グループとしての売上高が取引先連結売上高の2%を超える者」をいう。
- (3) 「主要な取引先」とは、「直前事業年度において、当該取引先連結グループに対する当社連結グループの売上高が当社連結売上高の2%を超える者」をいう。
- (4) 「主要株主」とは、「総議決権の10%以上の議決権を直接または間接に保有している者」をいう。
- (5) 「多額」とは、「直前の事業年度において1,000万円以上、またはその者の売上高の2%のいずれか高い方の額を超える財産を得ていること」をいう。
- (6) 「多額」とは、「直前の事業年度において1,000万円以上、またはその者の売上高の2%のいずれか高い方の額を超える財産を得ていること」をいう。
- (9) 「重要」とは、各取引先の役員クラス及びそれに準じる者をいう。

なお、第2号議案「定款一部変更の件」を原案どおりご承認いただきますと、この基準内の「社外監査役」の文言を削除することとなります。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果



当期における世界経済は、供給制約の解消やインフレ率上昇の鈍化の傾向が見られるものの、地政学リスクは依然高まったままで基調的な物価上昇圧力は根強く、欧米を中心に金融引き締めが継続しており、その回復ペースは鈍化しております。そのような状況下、中国においては不動産市況の停滞の影響もありゼロコロナ政策解除後の景気回復は緩やかなペースにとどまっています。欧州においては物価高や利上げによる金融引き締めが景気を下押しする状況が継続しております。その他の地域においては、堅調な内需に支えられ景気は回復基調もしくは持ち直しの動きが見られました。わが国経済は、持続的な物価上昇や海外経済の回復ペースの鈍化などの影響を受けつつも、経済活動の正常化を背景に内需を中心に緩やかに持ち直しております。

当社グループの当連結会計年度における売上高は5,622億77百万円（前期比10.5%増）となりました。営業利益は、人件費等の固定費の増加があったものの、原価低減や販売価格の改善などに取り組んだ結果、515億95百万円（前期比60.8%増）となりました。経常利益は超インフレ会計による正味貨幣持高に係る損失の計上があったものの、持分法による投資利益の増加や為替差益などにより、576億85百万円（前期比43.4%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、政策保有株式縮減に伴う投資有価証券売却益やインドの土地売却や本社事務所の売却に伴う固定資産売却益を計上したことなどにより、671億9百万円（前期比166.4%増）となりました。

なお、第1四半期連結会計期間より、当社グループの経営成績の評価等の検討に使用している主要な経営管理指標を、経常利益から営業利益及び持分法投資損益に変更したことに伴い、セグメント利益も経常利益から営業利益及び持分法投資損益に変更しております。この変更に伴い、地域別セグメント実績における前期比の数値については、セグメント利益を営業利益及び持分法投資損益に変更したうえで比較しております。

地域別セグメント実績



自動車分野では自動車生産台数が前年を上回り、売上高は前年を上回りました。工業分野、建築分野、自動車分野（補修用）及び防食分野では、市況は低調に推移するものの販売価格の改善に取り組んだことなどからトータルで売上高は前年を上回りました。船舶分野では、外航船修繕向けの数量増加や船舶用塗料の販売子会社の決算日変更の影響などにより売上は前年を上回りました。利益は、一部の原材料価格が低下してきたことに加え、販売価格の改善に取り組んだことなどから前年を上回りました。

これらの結果、売上高は1,653億1百万円（前期比8.4%増）、セグメント利益は214億51百万円（前期比61.5%増）となりました。



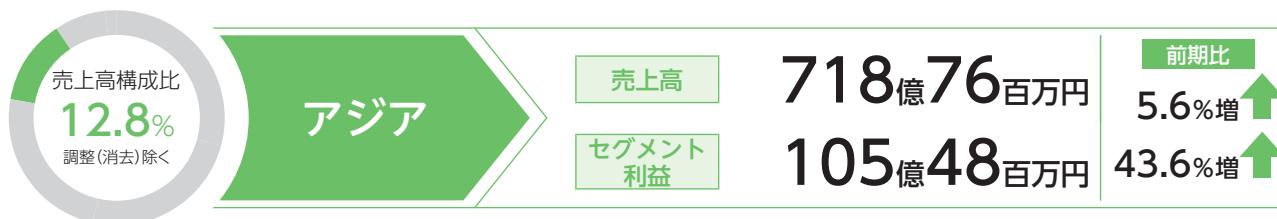
建築分野では販売促進活動を推進するものの、市場競争の激化やインフレ影響により低価格品へのシフトも進み、売上高は前年並みとなりました。一方、自動車生産は安定しており販売価格の改善も寄与し、インド全体の売上高は前年を上回りました。利益は一部の原材料価格が低下してきたことに加え、販売価格の改善に継続して取り組んだことなどから前年を上回りました。

これらの結果、当セグメントの売上高は1,366億48百万円（前期比7.1%増）、セグメント利益は148億7百万円（前期比34.8%増）となりました。



トルコでは、自動車生産台数が前年を上回り、販売価格の改善に取り組んだこともあり、売上高は前年を上回りました。その他欧州各国においては、主力の工業分野の売上高が堅調に推移したことに加え、新規連結したCWSグループの売上高も寄与し、売上高は前年を上回り、欧州全体としても前年を上回りました。利益はインフレの影響による人件費等のコストの増加があったものの、販売価格の改善に加え一部の原材料価格とエネルギーコストの低下により、前年を上回りました。

これらの結果、当セグメントの売上高は1,359億2百万円（前期比21.3%増）、セグメント利益は50億68百万円（前期比154.5%増）となりました。



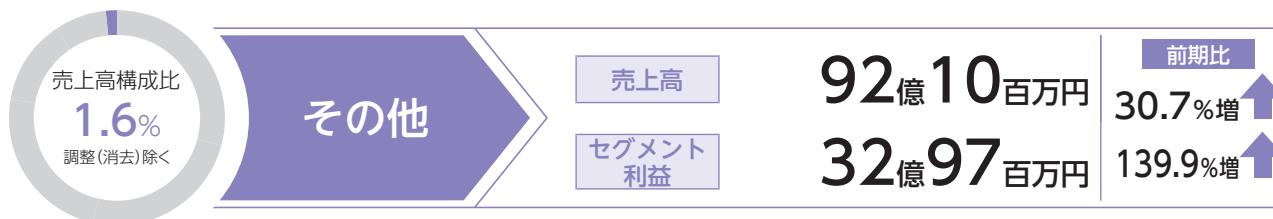
中国においては、自動車生産台数は前年を上回ったものの主要顧客の需要は伸び悩み、売上高は前年を下回りました。タイ及びインドネシアにおいては、自動車生産が落ち込むものの、販売価格の改善の取り組みにより、売上高は前年を上回りました。マレーシアにおいては、自動車生産は堅調に推移し、売上高は前年を上回りました。利益は一部の原材料価格が低下してきたことに加え、持分法による投資利益が増加したことにより、前年を上回りました。

これらの結果、当セグメントの売上高は718億76百万円（前期比5.6%増）、セグメント利益は105億48百万円（前期比43.6%増）となりました。



南アフリカ及び近隣諸国の経済は慢性的な電力不足や物価高などの影響で回復が遅れており需要が低迷するなか、主力の建築分野での販売価格改善の取り組みや、工業分野の需要の取り込みなどに注力しましたが、売上高は前年並みとなりました。東アフリカ地域においては、建築分野において拡販に注力したほか、販売価格改善の取り組みにより、売上は前年を上回り、アフリカ全体の売上は前年を上回りました。利益は安価品原材料への置換などコスト削減に取り組んだことにより、前年を上回りました。

これらの結果、当セグメントの売上高は433億38百万円（前期比3.6%増）、セグメント利益は40億77百万円（前期比49.7%増）となりました。



北米では、自動車生産台数が前年を上回り、売上高は前年を上回りました。利益については、売上高の増加や販売価格の改善に伴い営業利益が改善したほか、持分法による投資利益も増加したことなどにより、前年を上回りました。

これらの結果、当セグメントの売上高は92億10百万円（前期比30.7%増）、セグメント利益は32億97百万円（前期比139.9%増）となりました。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当社グループの当期における設備投資につきましては、厳しい経営環境のもとで重点配分に努めました。主に、国内での製造設備・IT関連へ投資した他、インド及び欧州での製造設備の増強等に、総額213億44百万円を投資し、その資金は主に自己資金を充当いたしました。

また、2024年3月8日に2029年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債及び2031年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債を発行し、総額1,004億13百万円を調達いたしました。その用途として、主に欧州・インド地域等におけるポルトオンM&A資金、自己株式の取得資金、ESGの推進に向けた研究開発や設備投資の実行と更なる経営基盤の強化に係る資金の一部、及び借入金の返済資金に充当いたします。

(3) 経営の基本方針、経営環境及び対処すべき課題

① 会社の経営の基本方針

当社グループは、「塗料事業で培った技術と人材を最大限に活かした製品・サービスを通じて、人と社会の発展を支える」ことを企業理念における使命目的としております。この使命目的は、当社の歴史において脈々と受け継がれてきた理念に由来するものであり、言わば「創業の精神」に立脚するものであります。

2020年11月、当社は成長戦略「Good to Great」を策定し、ESGを根幹とする経営への大きな変革を進めております。その変革とは、まさに当社が、「創業の精神」に立ち返り、顧客との信頼関係のもと、塗料ビジネスのプロフェッショナルとして、持続的な利益成長と社会貢献をもたらし得る会社であり続けるためのものであります。

当社はこのような考えのもと、これからも社会から必要とされる、真のGreatカンパニーとなるべく、企業価値向上に取り組んでまいります。

② 中長期的な経営戦略

当社グループは、2022年4月に第17次中期経営計画を始動させました。

本計画は、当社経営が成長戦略「Good to Great」で掲げている持続的成長サイクルへ転換するための重要フェーズと位置付けており、2050年時点の当社にとっての重要課題として4つのマテリアリティを特定しています。すなわち「脱炭素の実現」「QOLの向上」「資源と経済循環両立の高度化」「多様な人財が活躍するグループへ」の達成に向け、ESG経営を根幹とした骨太な3か年計画として策定しており、その重点方針については、「収益性強化による資金捻出」「成長分野への積極投資」「経営基盤の強化」と定め、当社グループの方向性を明確に示しております。

当期はこれらの重点方針のもと、原材料価格高騰に対応した価格転嫁および生産プロセス改善に伴う原価低減による利益率の改善ならびに政策保有株式や低収益資産の売却による資金の捻出を実行し、財務基盤の強化を進めながら成長分野へ積極的に投資すると同時に、機動的な自己株式の取得、継続的な増配をすることで株主還元の充実に取り組みました。これらの活動により、収益性の改善が大きく進展しています。このような財務構造改革を背景に、グローバルに事業運営が活発に進展しています。

国内事業となる日本セグメントにおきましては、引き続き商品ミックスの改善と原価低減を行い、各事業分野の特性に合わせた組織再編とビジネスモデルの変革を進め、収益性の更なる向上に注力してまいります。

海外事業のうち、欧州セグメントでは、鉄道車両用や粉体塗料などサステナビリティ分野へ注力し、子会社のKansai Heliosグループを主軸として4件のM&Aを実行しました。今後も引き続き成長戦略に見合う機会を適切に狙っていきます。インドセグメントでは、当社グループの強みである自動車分野で圧倒的No.1を堅持し、次の成長の柱として工業分野での拡大を目指しています。また、インド塗料市場として最も大きな建築分野において当社グループの独自性を見出し、堅実な成長を続けることで独自の地位を築いていきます。アフリカセグメントについては今後とも事業を継続していくことを決定し、インドの次の成長エリアとして事業計画をゼロベースで策定したうえで再スタートしております。アジアセグメントは、第16次中計期間中に当社グループの強みに特化した事業ポートフォリ

才を作り上げ、現在では自動車分野を中心に安定した収益源としてグループ経営に貢献しています。

経営基盤の強化につきましては、業績改善分科会による企業文化変革を継続するとともに、「最も重要な基盤は人財である」という信念のもと、真のグローバル企業に求められる人財の育成に取り組んでおります。この一環として2023年12月にグローバル本社機能と営業機能を2拠点に再編し、BCP及びセキュリティの強化、高機能オフィスでの業務効率化などを目的とし本社事務所を移転しました。今後各拠点の再編、整備を進め、新たなコンセプトである「人財が生き生きと働ける、魅せる職場」に変革していきます。その他、IT基盤の構築、サプライチェーンの刷新、事業特性に合わせたビジネスモデル変革などを進め、当社はグループ本社として、安定的に利益を稼ぐ役割を果たしてまいります。

以上のような考え方のもと、第17次中期経営計画の最終年度目標としては現在、売上高6,100億円、EBITDA890億円、ROE13%と設定しております。

③ 対処すべき課題

今後もグローバルベースでは、塗料需要は中長期的に着実に伸長することが見込まれております。2023年5月に新型コロナウイルス感染症の法的位置づけが5類に移行され、社会・経済活動が正常化し、景況感は大きく改善しました。その一方で、世界的なインフレの広がりや中国経済の成長率の鈍化など、景気下振れの懸念や地域紛争の増加等による不確実性が高まっています。事業環境においては、物流コストやエネルギーコストの高騰の影響で、厳しい状況が続いています。そのような外部環境の変化への対応が対処すべき課題と認識しております。

これらの課題に対処するため、当社はサステナビリティ経営へのシフトを通じた企業価値の拡大に取り組んでおります。当社はマテリアリティへの取り組みの具体的なマイルストーンとして、KPI2030を策定しグローバルでの取り組みに着手しています。2030年までに実現させる主な目標として、サステナビリティ製品の売上比率を30%、開発テーマの80%をサステナビリティ関連とすることなどを定めています。顧客のサステナビリティに貢献する塗料技術を通じて、脱炭素・サーキュラーエコノミーを実現するエンドマーケットへの価値提供を行います。これらのKPIを達成するための組織強化を進めており、「サステナビリティ推進委員会」による方針の明確化とモニタリングのもと、サステナビリティ経営を体現するために全社戦略企画機能として「サステナビリティ戦略部」を2024年4月に設置し、各種戦略企画機能を統合しました。実行においては「サステナビリティ推進部」の活動をグローバルに拡大し、事業部門と一体となって長期的な企業価値向上に取り組んでおります。今後も、サステナビリティに対する取り組みを着実に進めてまいります。具体的な進展の一例として、E S G経営を実行する為のDX（デジタルトランスフォーメーション）としてグローバルデジタルプラットフォームの稼働を開始しました。今後、当社グループ内の財務・非財務情報を収集し、最大限活用できる基盤として、継続的に機能と適用範囲の双方を拡充していきます。

また、当社グループの原動力は人財であると考え、人財開発を企業価値拡大における最重要課題として取り組んでおります。当社執行役員への海外人財の登用に加え、国内においては、管理職に続き総合職への新人事制度の運用、教育体系の刷新を図るとともに、ダイバーシティの観点から多様な人財の登用を拡充いたします。国内外から広く最適な人財を獲得するために、当社グループが求める人財像を定め、人財育成のためのコンピテンシー（求められる行動様式）を核とする人財登用と教育体系の見直しを進めております。これらの変革を進めるためにエンゲージメントサーベイを定期的の実施し、企業と従業員の成長の両立を目指す体制を構築しています。

ガバナンスにおいても変革を進めており、2024年6月より、監査等委員会設置会社への移行を予定(※)し、取締役会のモニタリング機能強化と執行への権限移譲を進めることで、コーポレート・ガバナンス体制の強化に取り組まします。※第160期株主総会でご承認いただいた場合

これらの変革をベースに資本コスト経営を実践し、適切な株主還元を通じて、ステークホルダーから高く期待される企業への変革を推進してまいります。

以上の諸施策を強力に推進し、第17次中期経営計画を完遂し、今後とも持続的に成長するGreatカンパニーへの変革をさらに加速してまいります。

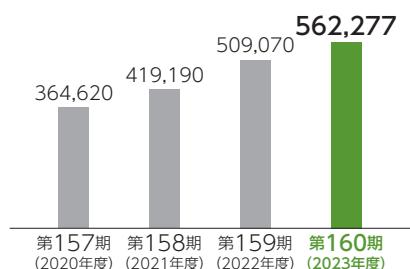
(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

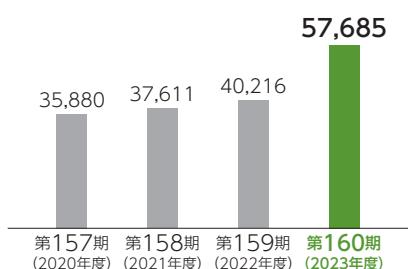
区分	年度	第157期 (2020年度)	第158期 (2021年度)	第159期 (2022年度)	第160期(当期) (2023年度)
売上高	(百万円)	364,620	419,190	509,070	562,277
経常利益	(百万円)	35,880	37,611	40,216	57,685
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	20,027	26,525	25,195	67,109
1株当たり当期純利益	(円)	77.91	103.23	104.61	299.15
総資産	(百万円)	606,580	600,057	671,954	689,703
純資産	(百万円)	338,859	375,114	353,020	380,248
1株当たり純資産額	(円)	1,115.87	1,245.73	1,270.72	1,485.52

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均株式数、1株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づき算出しております。
なお、期中平均株式数及び期末発行済株式数は、いずれも自己株式数を除いて計算しております。

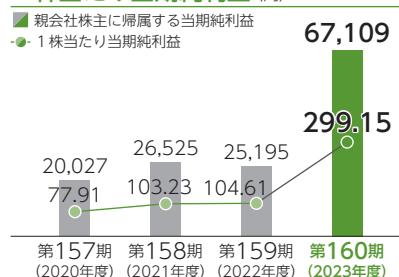
売上高 (百万円)



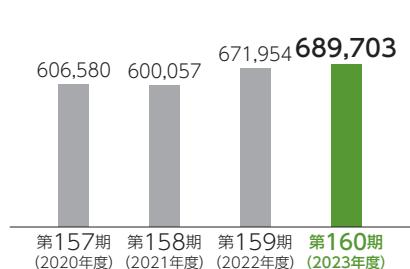
経常利益 (百万円)



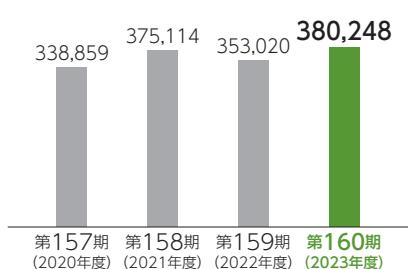
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円) 1株当たり当期純利益 (円)



総資産 (百万円)



純資産 (百万円)



1株当たり純資産額 (円)

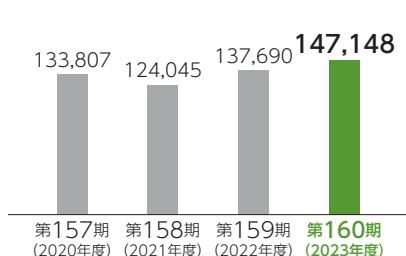


② 当社の財産及び損益の状況の推移

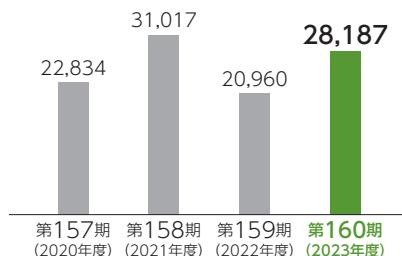
区 分	年 度	第157期 (2020年度)	第158期 (2021年度)	第159期 (2022年度)	第160期 (当期) (2023年度)
売 上 高	(百万円)	133,807	124,045	137,690	147,148
経 常 利 益	(百万円)	22,834	31,017	20,960	28,187
当 期 純 利 益	(百万円)	18,877	31,077	19,064	49,485
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	(円)	73.14	120.40	78.72	219.19
総 資 産	(百万円)	386,319	364,499	383,130	367,621
純 資 産	(百万円)	203,554	230,607	180,525	150,157
1 株 当 た り 純 資 産 額	(円)	788.66	893.42	778.35	714.60

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均株式数、1株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づき算出しております。なお、期中平均株式数及び期末発行済株式数は、いずれも自己株式数を除いて計算しております。

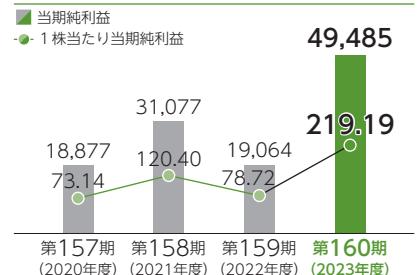
売上高 (百万円)



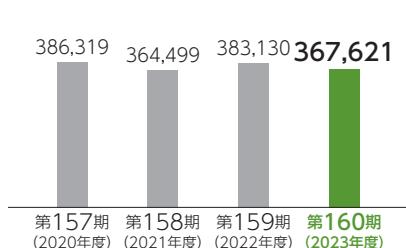
経常利益 (百万円)



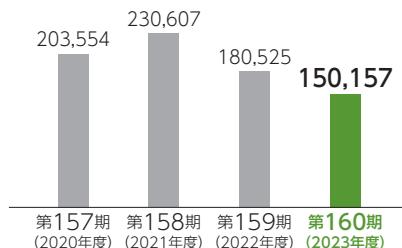
当期純利益 1株当たり当期純利益 (百万円)



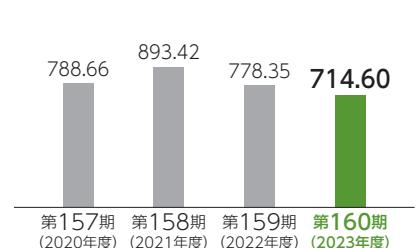
総資産 (百万円)



純資産 (百万円)



1株当たり純資産額 (円)

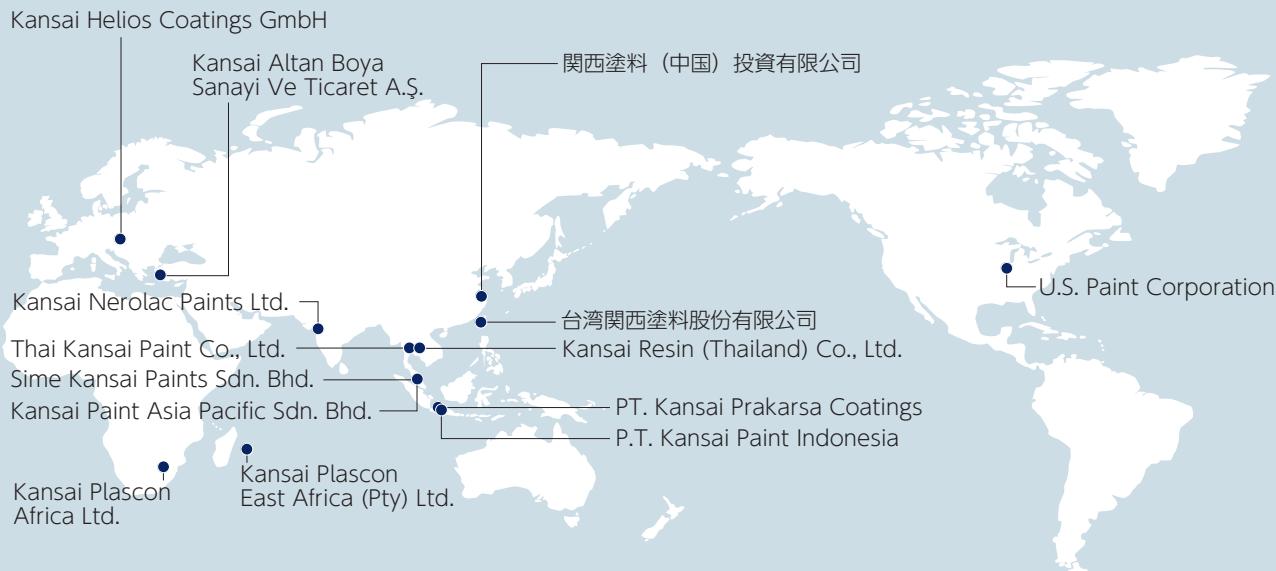


(ご参考) 当社グループの事業ネットワーク

国内



海外



(5) 重要な子会社・関連会社その他企業結合の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金または出資金	議決権比率	主要な事業内容
関西ペイント販売株式会社	493 百万円	100.00 %	塗料の販売
久保孝ペイント株式会社	150 百万円	100.00 %	塗料の製造、販売
日本化工塗料株式会社	197 百万円	93.68 %	塗料の製造、販売
株式会社カンペハピオ	142 百万円	89.26 %	塗料の製造、販売
カンペ商事株式会社	100 百万円	100.00 %	塗料の販売
株式会社KAT	50 百万円	100.00 %	塗料の販売
関西ペイントマリン株式会社	90 百万円	100.00 %	塗料の販売
Kansai Helios Coatings GmbH	7,500 千ユーロ	80.00 %	塗料製造・販売会社の持株会社
Kansai Nerolac Paints Ltd.	808,379 千インドルピー	74.99 %	塗料の製造、販売
Kansai Plascon East Africa (Pty) Ltd.	155,990 千USドル	100.00 %	塗料製造・販売会社の持株会社
P.T.Kansai Prakarsa Coatings	30,000 千USドル	65.00 %	塗料の製造、販売
Kansai Paint Asia Pacific Sdn.Bhd.	175,940 千マレーシアリングギット	100.00 %	塗料の製造、販売
U.S. Paint Corporation	500 千USドル	51.58 %	塗料の製造、販売
Kansai Altan Boya Sanayi Ve Ticaret A.S.	29,152 千トルコリラ	51.00 %	塗料の製造、販売
Kansai Plascon Africa Ltd.	3,000,117 千南アフリカランド	83.31 %	塗料製造・販売会社の持株会社
Thai Kansai Paint Co.,Ltd.	400,000 千タイバーツ	50.50 %	塗料の製造、販売
Kansai Resin (Thailand) Co.,Ltd.	330,000 千タイバーツ	90.91 %	塗料の製造、販売
台湾関西塗料股份有限公司	270,000 千台湾ドル	80.51 %	塗料の製造、販売
P.T. Kansai Paint Indonesia	11,500 千USドル	66.30 %	塗料の製造、販売
Sime Kansai Paints Sdn.Bhd.	20,000 千マレーシアリングギット	60.00 %	塗料の製造、販売
関西塗料（中国）投資有限公司	79,179 千USドル	100.00 %	塗料製造・販売会社の持株会社

- (注) 1. 株式会社カンペハピオに対する議決権比率には、間接所有による議決権比率0.25%を含んでおります。
2. U.S. Paint Corporationに対する議決権比率には、間接所有による議決権比率20.21%を含んでおります。

② 重要な関連会社の状況

会社名	資本金または出資金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社扇商會	61 百万円	50.00 %	塗料の販売
Polisan Kansai Boya Sanayi Ve Ticaret A.S.	125,003 千トルコリラ	50.00 %	塗料の製造、販売
湖南湘江関西塗料有限公司	60,000 千USドル	45.00 %	塗料の製造、販売
中遠関西塗料（上海）有限公司	25,600 千USドル	36.93 %	塗料の製造、販売

- (注) 1. 湖南湘江関西塗料有限公司に対する議決権比率には、間接所有による議決権比率16.60%を含んでおります。
2. 中遠関西塗料（上海）有限公司に対する議決権比率は、全て間接所有によるものであります。

③ 企業結合等の経過

当期末における当社の連結子会社は上記の重要な子会社を含む104社（前期末112社）、持分法適用会社は32社（前期末35社）であります。

2. 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

793,496,000株

(2) 発行済株式の総数

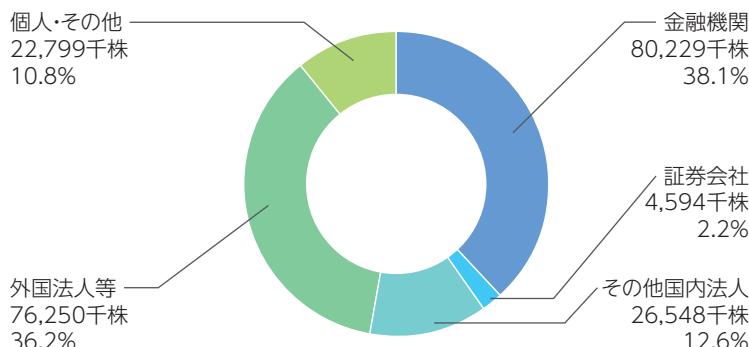
210,421,470株
(うち自己株式数 191株)

(3) 株主数

18,102名

(4) 大株主（上位10名）

(ご参考) 所有者別株式分布状況



株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	31,211	14.83
日本生命保険相互会社	12,490	5.93
第一生命保険株式会社	12,485	5.93
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	9,891	4.70
JP MORGAN CHASE BANK 380055	8,511	4.04
関西ペイント交友持株会	4,304	2.04
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	4,233	2.01
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	4,086	1.94
東京海上日動火災保険株式会社	3,136	1.49
株式会社三菱UFJ銀行	2,859	1.35

(注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて記載しております。
 2. 持株比率は、自己株式（191株）を除いて算出しております。
 3. 当社は2023年5月11日開催の取締役会決議に基づき、2023年6月30日付で34,000,000株の自己株式を消却いたしました。また、当社は2024年3月22日開催の取締役会決議に基づき、2024年3月29日付で28,201,800株の自己株式を消却いたしました。これに伴い、発行済株式の総数は、210,421,470株となりました。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に、職務の執行の対価として交付された株式は、取締役1名（社外取締役を除く。）に対し、15,700株です。株式数は、退任した会社役員に対して交付された株式も含めて記載しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 当事業年度末日における取締役及び監査役

地 位	氏 名				担当及び重要な兼職
代表取締役社長	も	り	くに	し	評価委員
	毛	利	訓	士	
代表取締役副社長執行役員	た	は	しげ	き	経営推進部門長 関西ペイント販売株式会社 取締役 評価委員
	高	原	茂	季	
取締役常務執行役員	て	お	な	と	日本事業部門長
	寺	岡	直	人	
取締役常務執行役員	に	ば	ひ	と	国際事業部門長 Kansai Nerolac Paints Ltd. 取締役 Kansai Plascon East Africa (Pty) Ltd. Director PT.Kansai Prakarsa Coatings 社長コミサリス Kansai Plascon Africa Ltd. Chairman
	西	林	均	均	
取締役常務執行役員	か	ま	じゅん	いち	生産・SCM・調達部門長
	梶	間	淳	一	
社 外 取 締 役	よ	か	けい	じ	指名委員会委員長 兼 評価委員会委員長 (独立役員) ローレルバンクマシン株式会社 社外取締役 イオンディライト株式会社 社外取締役 株式会社フジクラ 社外取締役 (監査等委員)
	吉	川	恵	治	
社 外 取 締 役	お	も	しん	いち	指名委員 兼 評価委員 (独立役員) コクヨ株式会社 社外取締役 マクニカホールディングス株式会社 社外取締役
	大	森	紳	一	
社 外 取 締 役	あ	どう	とも	こ	指名委員 兼 評価委員 (独立役員) プレス工業株式会社 社外取締役 (監査等委員) 株式会社三越伊勢丹ホールディングス 社外取締役(報酬委員・監査委員) 株式会社オープン・ザ・ドア 代表取締役
	安	藤	知	子	
社 外 取 締 役	ジョン P.ダーキン				指名委員 兼 評価委員 (独立役員)
常 勤 監 査 役	よ	だ	かず	ひろ	関西ペイントマリン株式会社 監査役
	吉	田	一	博	
常 勤 監 査 役	は	せ	べ	ひで	関西ペイント販売株式会社 監査役
	長	谷	部	秀	
社 外 監 査 役	や	も	とく	お	指名委員 兼 評価委員 (独立役員)
	山	本	徳	男	
社 外 監 査 役	な	い	ひろ	え	指名委員 兼 評価委員 (独立役員) 弁護士 グンゼ株式会社 社外取締役
	中	井	洋	恵	

(注) 1. 2024年4月1日付で、取締役の地位及び職務委嘱の一部を以下のとおり変更しております。

氏名	異動前	異動後
高原茂季	代表取締役副社長執行役員 経営推進部門長 評価委員 関西ペイント販売株式会社 取締役	代表取締役副社長執行役員 最高財務責任者 評価委員
西林均	取締役常務執行役員 国際事業部門長 Kansai Nerolac Paints Ltd. 取締役 Kansai Plascon East Africa (Pty) Ltd. Director PT.Kansai Prakarsa Coatings 社長コミサリス Kansai Plascon Africa Ltd. Chairman	代表取締役専務執行役員 国際事業部門長 Kansai Nerolac Paints Ltd. 取締役 Kansai Plascon East Africa (Pty) Ltd. Director PT.Kansai Prakarsa Coatings 社長コミサリス Kansai Plascon Africa Ltd. Director, Chairman
梶間淳一	取締役常務執行役員 生産・SCM・調達部門長	取締役常務執行役員 開発・調達部門長
寺岡直人	取締役常務執行役員 日本事業部門長	取締役

2. 当社は、社外取締役 吉川恵治、大森紳一郎、安藤知子、ジョン P.ダーキンの4氏と、社外監査役 山本徳男、中井洋恵の両氏の全ての社外役員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 社外取締役 吉川恵治氏は、当社グループ会社の取引先である日本板硝子株式会社の相談役に過去就任しておられ、また同社の社外取締役に当社の元役員が就任しておりますが、当該取引先との昨年度の取引額は、当社連結売上高の0.05%未満、当該取引先の連結売上高の0.05%未満であるため、一般株主と利益相反が生じるおそれがありません。また同氏は株式会社フジクラの社外取締役（監査等委員）に就任されておられますが、当該取引先との昨年度の取引額は当社連結売上高の0.02%未満、当該取引先の連結売上高の0.01%未満であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがありません。なお同氏が社外取締役を務めるローレルバンクマシン株式会社及びイオンディライト株式会社との間に取引関係はないため、独立性に影響を及ぼすものではありません。
4. 社外取締役 大森紳一郎氏は、当社グループ会社の取引先である株式会社日立製作所の執行役専務に就任しておられましたが、当該取引先との昨年度の取引額は、当社連結売上高の0.02%未満、当該取引先の連結売上高の0.01%未満であるため、一般株主と利益相反が生じるおそれがありません。また同氏は日立化成株式会社（現株式会社レゾナック）の取締役に就任しておられましたが、当該取引先との昨年度の取引額は当社連結売上高の0.01%未満、当該取引先の連結売上高の0.02%未満であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがありません。また同氏は日立金属株式会社（現株式会社プロテリアル）の取締役会長に就任しておられましたが、当該取引先との昨年度の取引額は当社連結売上高の0.01%未満、当該取引先の連結売上高の0.01%未満であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがありません。なお同氏が社外取締役を務めるコクヨ株式会社及びマクニカホールディングス株式会社との間には取引関係はないため、独立性に影響を及ぼすものではありません。
5. 社外取締役 安藤知子氏は、当社グループ会社の取引先であるプレス工業株式会社の社外取締役（監査等委員）に就任しておられますが、当該取引先との昨年度の取引額は当社連結売上高の0.03%未満、当該取引先の連結売上高の0.1%未満であり、当社は同社の株式を102,142株保有しておりますが、同社発行済株式総数の0.2%未満であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、独立性に影響を及ぼすものではありません。また、同氏が社外取締役を務める株式会社三越伊勢丹ホールディングス及び代表取締役を務める株式会社オープン・ザ・ドアとの間に取引関係はないため、独立性に影響を及ぼすものではありません。
6. 社外監査役 山本徳男氏は、当社グループの取引先である日本電気株式会社に過去在籍しておられましたが、当該取引先との昨年度の取引額は、当社連結売上高の0.01%未満、当該取引先の連結売上高の0.01%未満であるため、一般株主と利益相反が生じるおそれがありません。また、NECネットエスアイ株式会社の執行役員及び日本高純度化学株式会社の常勤監査役に過去就任しておられましたが、同社と当社との間に取引関係はなく、独立性に影響を及ぼすものではありません。
7. 社外監査役 中井洋恵氏が所属する弁護士事務所と当社との間に取引関係はなく、また、現在同氏が社外取締役を務めるグンゼ株式会社と当社との間に取引関係はなく、独立性に影響を及ぼすものではありません。
8. 常勤監査役 長谷部秀士氏は、当社の財務経理部門で部門長の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、社外監査役 山本徳男氏は、複数の会社において長年の財務経理部門での従事経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款第27条に基づき、社外取締役全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

当社は、定款第34条に基づき、社外監査役全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

(3) 補償契約の内容の概要

当社は、当社役員との間で、補償契約は締結しておりません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役、監査役及び執行役員、並びに主要な連結子会社の取締役及び監査役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

同被保険者がその職務に関して責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、故意または重過失に起因して生じた損害は填補されない等の免責事由があります。当該契約の保険料は、当社が全額負担しております。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

【取締役の報酬について】

当社グループの企業理念の実現のため、2020年11月に発表した成長戦略「Good to Great」及び前期より始めた中期経営計画の達成をより一層動機づけ、その変化に合わせて役員報酬を変化させていく必要があり、2022年5月11日に役員報酬の基本方針を策定し、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定め、2022年度以降に係る役員報酬制度の見直しを行いました。本報酬制度は、社外役員が過半数を占める任意の諮問委員会である評価委員会での諮問を経て取締役会において決定いたしました。

また、当社における当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容については、評価委員会における客観的な審議を経てその内容を踏まえて取締役会で決議しております。

1) 役員報酬に関する基本方針

当社グループは、「利益追求と社会発展への貢献」という創業の精神のもと、「塗料事業で培った技術と人財を最大限に活かした製品・サービスを通じて、人と社会の発展を支える」ことを企業理念における使命目的としており、当社の役員報酬制度は、取締役等が上記の使命目的を実現し、地球と世の中の課題解決に挑戦することを推進していくために、以下の基本方針を策定いたしました。

- a 当社グループの長期成長戦略「Good to Great」達成を動機付け、持続的な企業価値の向上を実現するためのものであること（当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上につながる動機付けとなること）
- b 真のグローバル企業として国内外の優秀な人材を当社の経営陣として確保することができる報酬水準であること
- c 報酬の決定プロセスは透明性・客観性の高いものであること

2) 報酬水準

<報酬水準に対する具体的な考え方>

当社は真のグローバル企業として、国内外の優秀な人材を当社の経営陣として確保することができる報酬水準であることを基本方針とし、外部環境の変化や市場環境の変化に対しても迅速に対応し、常に競争力のある報酬水準とするために、外部専門機関が行う報酬データ等を活用し、同業（化学・製造業）・同規模（時価総額等）企業等の役員報酬水準をベンチマークとして定期的に相对比较を行います。報酬水準の決定にあたっては、約170社をピア・グループとして、2022年度に設定しております。

上記の企業群を比較対象として選定した理由は、上記の基本方針に加え、当社の成長戦略である「Good to Great」において、これまで以上の数値目標を掲げていることから、その達成を担う役員に対して十分なインセンティブとなる水準、そして2022年度より開始した中期経営計画において、持続的成長サイクルへの転換を実現し、持続的企業価値の向上を図っていくための国内外の優秀な人材に支払うべき報酬水準を目指すべく、同業・同規模企業の報酬水準に対して競争力を持つ必要があると考えるためであります。

3) 報酬構成

(ア) 社内取締役の報酬

<報酬構成についての考え方>

社内取締役の報酬は、固定給の「基本報酬」、短期インセンティブとしての「業績連動報酬」、中長期インセンティブとしての「業績連動型株式報酬」によって構成しております。社内取締役の報酬構成割合については、標準的な業績の場合、「基本報酬：業績連動報酬：業績連動型株式報酬=45：40：15」を目安として設定しております。

<各報酬の詳細>

a 基本報酬

基本報酬については、報酬構成全体に占める割合の45%を基本給とし、その内の報酬構成全体に占める割合の5%を積立型退任時報酬として支給します。

基本報酬については、取締役の役位（代表取締役または取締役）・職務内容（社長、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員）ごとに役員報酬規程の定めに基づき、金銭報酬を毎月支給します。

また積立型退任時報酬については、取締役が長期的に経営責任を全うできるように、その支払いを退任時まで繰り延べます。本報酬は退任時に支給されますが、在任中に不祥事等が発生した場合は減額されることがあります。

b 業績連動報酬（短期インセンティブ報酬）

業績連動報酬は、役位別に定められた基準額に対し、各事業年度の公表値をベースとした全社業績目標及び個人目標の達成度による総合評価に応じた評価係数を乗じ決定します。2023年度における全社業績目標の評価指標は、EBITDA、ROEの達成状況とし、個人業績目標の評価指標については、担当業務の業務目標達成に向けた施策等の達成状況とします。

なお、役位ごとの評価指標及びウェイト並びに会社業績目標については以下のとおりであります。業績連動報酬は、評価指標の目標値の達成度に応じ、0%～200%の範囲で変動します。

(評価指標及びウェイト)

役位	評価指標	ウェイト
代表取締役	会社業績	100%
代表取締役以外	会社業績	50%
	個人業績	50%

(会社業績目標)

業績指標	ウェイト	目標値
EBITDA	50%	670億円
ROE	50%	18.5%

上記指標を選択した理由は当社の成長戦略である「Good to Great」及び「第17次中期経営計画」で掲げている指標であり、上記の実現のためのマイルストーンとして、また短期インセンティブの報酬の業績指標としてもふさわしいと考えております。

c 業績連動型株式報酬（中長期インセンティブ報酬）

当社の業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）は、2022年度から2024年度までの3事業年度を対象として、中期経営計画の会社業績目標（当初の対象期間はEBITDA、ROE）等によって評価することとします。

本制度は役位及び毎事業年度の会社の業績目標（当初の対象期間はEBITDA、ROE）等の達成度等に応じて、ポイントの付与を行い、付与されたポイントの累積値に相当する当社株式の交付及び当社株式の換価処分金相当額の給付を取締役の退任時に行う制度であります。

本制度は、毎事業年度に一定のポイントを付与する「固定部分」と、中期経営計画の対象となる期間における毎事業年度の業績目標の達成度等に応じてポイントを付与する「業績連動部分」から構成されております。「固定部分」は株主重視の経営意識を一層高めることを目的とし、「業績連動部分」は当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高める取締役等のインセンティブを目的としております。「固定部分」と「業績連動部分」との構成割合は、標準的な業績の場合、役位別に定める株式報酬基準額のそれぞれ1/2であります。業績連動部分の達成度等に応じた報酬の変動幅は0%～200%とします。

(イ) 社外取締役の報酬

社外取締役の報酬は職務内容を勘案し、固定額の基本報酬（積立型退任時報酬を除く。）を中心とし、業績連動報酬及び業績連動型株式報酬は対象外としております。

【監査役の報酬について】

監査役の報酬は、常勤・社外の別に応じた職務内容を勘案し、固定額の基本報酬（積立型退任時報酬を除く。）を中心としております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2010年6月29日開催の第146回定時株主総会において年額7億円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は14名（うち社外取締役は0名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2017年6月29日開催の第153回定時株主総会において、業績連動型株式報酬として、いわゆる信託型株式報酬を導入しております。なお、2022年6月29日開催の第158回定時株主総会において、業績連動型株式報酬の上限額を3年間で750百万円、株式数の上限を3年間で27万株と決議しております。当該定時株主総会終結時点の当該業績連動型株式報酬の対象は取締役5名（社外取締役を除く。）と取締役でない執行役員9名です。

監査役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第142回定時株主総会において年額1億円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社における個々の取締役の役員報酬の決定にあたっては、任意の諮問委員会である評価委員会が、取締役会の諮問に応じて係る以下の事項につき審議し、取締役会はその意見を最大尊重のうえ決議しております。

- ・取締役の個人別の業績評価及び報酬等の内容に係る方針
- ・業績連動報酬及び業績連動型株式報酬に関わる業績目標達成度
- ・社会情勢等による報酬水準等に関する評価
- ・その他、取締役の報酬等に関し、必要と認めた事項

また同委員会は社外取締役吉川恵治氏が委員長を務め、その他の社外取締役大森紳一郎、安藤知子、ジョン P.ダーキンの3氏、社外監査役山本徳男、中井洋恵の両氏、代表取締役毛利訓士、高原茂季の両氏からなり、社外役員が過半数を占める委員で構成され、透明性・客観性が確保されております。

従って当社取締役会はその個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	業績連動型 株式報酬	
取締役（社外取締役を除く）	344	120	157	65	6
監査役（社外監査役を除く）	64	64	—	—	2
社 外 取 締 役	45	45	—	—	4
社 外 監 査 役	21	21	—	—	3

- (注) 1. 上記には2023年6月29日開催の第159回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び社外監査役1名を含んでおります。
 2. 金銭報酬として取締役に対して業績連動報酬を支給しております。詳細につきましては、前記①3) (ア) bをご参照ください。
 3. 非金銭報酬等として取締役に対して業績連動型株式報酬を支給しております。詳細につきましては、前記①3) (ア) cをご参照ください。
 4. 会社業績指標の当期におけるEBITDAの目標値は670億円、実績値は821億円であり、ROEの目標値は18.5%、実績値は23.9%でした（なお、同指標の目標値については、期中に上方修正しております。）
 5. 業績連動型株式報酬は取締役または執行役員の退任時に株式を交付することとしております。なお当期は退任した取締役（社外取締役は含まず）1名に15,700株交付しております。

(6) 任意の諮問委員会の活動について

当社では、任意の諮問委員会として、コーポレート・ガバナンスの強化を目的とし、2つの諮問委員会を設け、活動を行っております。その構成と役割は以下のとおりですが、活動の概要につきましては、「6. 会社の体制及び方針」をご参照ください。

- ① 評価委員会
代表取締役2名、社外取締役4名及び社外監査役2名（委員長：社外取締役）で構成しております。
・取締役会の実効性の評価
・取締役及び執行役員の前年度の業績評価及び報酬制度改定の諮問
- ② 指名委員会
社外取締役4名と社外監査役2名（委員長：社外取締役）で構成しております。
・役員人事の諮問

(7) 社外役員に関する事項

当事業年度における社外役員の主な活動状況と、社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要は以下のとおりです。

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	吉川 恵治	出席率：取締役会18/19回（95%） 会社経営に関する豊富な経験及び多様な視点から当社の経営全般について発言をされ、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、経営戦略への助言等適切な役割を果たしていただいております。また、指名委員会委員長及び評価委員会委員長としてこれらの委員会に出席し、その議事を主導されるとともに、取締役会の活性化に貢献されています。
	大森 紳一郎	出席率：取締役会15/15回（100%） 会社経営に関して経営の変革やガバナンス強化を推進されてきた経験から当社の中長期戦略について提言をされ、当社の社外取締役として客観的かつ中立的な役割を果たしていただいております。また、指名委員及び評価委員としてこれらの委員会に出席し、積極的な意見を述べていただきました。
	安藤 知子	出席率：取締役会18/19回（95%） 会社経営に関する豊富な経験及び、特に人事戦略・人事施策の領域における専門的な視点から当社の中長期戦略について提言をされ、当社の社外取締役として貴重な役割を果たしていただいております。また、指名委員及び評価委員としてこれらの委員会に出席し、積極的な意見を述べていただきました。
	ジョン P. ダーキン	出席率：取締役会18/19回（95%） 会社経営に関する豊富な経験及び、特に財務戦略的視点から当社の経営推進に関する諸施策について発言をされ、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。また、指名委員及び評価委員としてこれらの委員会に出席し、積極的な意見を述べていただきました。
社外監査役	山本 徳男	出席率：取締役会19/19回（100%）、監査役会14/14回（100%） 財務・会計及び海外を含む関連会社の統轄業務の豊富な経験に基づき、当社のコーポレート・ガバナンス、特にグループガバナンス強化について、専門性の高い貴重な指摘や提言をされており、当社の社外監査役として経営の監視・監査において適切な役割を果たしていただいております。また、指名委員及び評価委員としてこれらの委員会に出席し、積極的な意見を述べていただきました。
	中井 洋恵	出席率：取締役会15/15回（100%）、監査役会11/11回（100%） 弁護士としての長年の経験に基づき、法務・コンプライアンスを含めた当社グループのガバナンス強化のため法律分野における専門性の高い指摘や提言をいただいております。また、当社の社外役員として経営の監視・監査において適切な役割を果たしていただいております。また、指名委員及び評価委員としてこれらの委員会に出席し、積極的な意見を述べていただきました。

- (注)1. 上記取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款の定めに基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。
2. 社外取締役 大森紳一郎氏は、2023年6月29日開催の第159回定時株主総会において取締役に就任したため、取締役会の開催回数が他の社外取締役と異なります。また、社外監査役 中井洋恵氏は、2023年6月29日開催の第159回定時株主総会において監査役に就任したため、取締役会及び監査役会の開催回数が他の社外監査役と異なります。
なお、第159回定時株主総会終了後の取締役会の開催回数は15回、監査役会の開催回数は11回であります。

<ご参考> 2024年4月1日時点における執行役員の状況について

当社では、執行役員制度を導入し、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離することにより職務責任を明確化するとともに、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応する体制としております。

	氏名				担当
常務執行役員	とく徳	きよ清	ひで秀		自動車・工業事業部門長、 関西ペイント販売株式会社 執行役員自動車部門長
	たか高	た多	よう洋	いち一	日本汎用事業部門長、 関西ペイント販売株式会社 代表取締役社長
	とみ富	おか岡	たかし崇		経営推進部門長
執行役員	た田	なか中	たけし剛		サプライチェーン部門長
	たか高	だ田	ひで秀	お雄	自動車・工業事業部門 副部門長
	との殿	むら村	ひろ浩	のり規	自動車・工業事業部門 副部門長
	まえ前	かわ川	かつ克	ひこ彦	日本汎用事業部門 副部門長
		プラヴィン	D. チャウダリ		インド事業統括 開発・調達部門 副部門長
		よこ横	た田	げん玄	開発・調達部門 副部門長
		プレジェイ	R. ララ		国際事業部門 副部門長 アフリカ事業統括 Kansai Plascon Africa Ltd.社長

6. 会社の体制及び方針

(1) コーポレート・ガバナンスの状況

1. 基本的な考え方

当社グループは、「塗料事業で培った技術と人財を最大限に活かした製品・サービスを通じて、人と社会の発展を支える」ことを企業理念における使命目的としております。顧客との信頼関係の下、塗料ビジネスのプロフェッショナルとして、持続的な利益成長と社会貢献をもたらし得る会社であり続けることが企業価値向上に繋がるものと考えております。

コーポレート・ガバナンスは、企業価値の向上を継続的に実現するために、重要な経営課題と位置付けており、企業活動の基軸として定めた「利益と公正」を当社グループの役員及び全従業員に浸透・実行させるため、諸施策を講じてその充実を図っております。

2. 企業統治の体制

- ① 当社の取締役会は9名で構成されており、社外取締役には女性1名・外国人（男性）1名を含む4名の独立役員を選任しております。取締役会がその責務を実効的に果たすための必要な知見・能力に加え、ジェンダーや国際性の面を含む多様性も備えたバランスの取れた構成としております。取締役の任期は1年で、毎年 の定時株主総会で選任されています。なお、取締役会が定時株主総会へ取締役候補者の上程を行うに当たっては、任意の委員会である「指名委員会」（社外取締役4名と社外監査役2名で構成、委員長は社外取締役）の審議による意見具申を受けた上で、決定されております。
- ② 取締役会は、原則月1回開催し、業績・執行状況及び中期経営計画の進捗について四半期毎にモニタリングするとともに、経営方針や法令、定款及び取締役会規程に定められた重要事項について審議しております。
- ③ 当社は執行役員制度を導入し、経営戦略に関すること、重要な執行案件及びその方針の決定については代表取締役社長以下、執行役員を主体とする経営会議での審議後に、取締役会で決議し実行する体制としており、監督と執行の機能分離の強化を図っております。
- ④ 当社は任意の委員会である「評価委員会」（代表取締役2名、社外取締役4名及び社外監査役2名で構成、委員長は社外取締役）を設置し、取締役会の運営についての自己評価、及び取締役及び執行役員の業績評価や役員報酬のあり方等の審議を行い、取締役会へ意見具申することで、取締役会のさらなる実効性向上が継続的に実践される体制としております。

3. コーポレート・ガバナンスへの取組

当社におけるコーポレート・ガバナンスへの取組は当社ウェブサイトに掲載しております。

詳細は当社ウェブサイトトップページメニューのサステナビリティカテゴリーよりガバナンスページ

(<https://www.kansai.co.jp/sustainability/governance/corporate-governance/>) をご参照ください。

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	328,720
現金及び預金	76,587
受取手形、売掛金及び契約資産	113,202
有価証券	24,209
商品及び製品	56,765
仕掛品	8,917
原材料及び貯蔵品	38,641
その他	15,234
貸倒引当金	△4,838
固定資産	360,982
有形固定資産	158,961
建物及び構築物	68,517
機械装置及び運搬具	41,688
工具器具備品	9,883
土地	27,759
建設仮勘定	11,111
無形固定資産	66,160
借地権	3,206
ソフトウェア	3,221
ソフトウェア仮勘定	3,712
のれん	34,051
その他	21,969
投資その他の資産	135,860
投資有価証券	70,937
出資金	26,939
長期貸付金	2,781
退職給付に係る資産	25,081
繰延税金資産	5,784
その他	9,914
貸倒引当金	△5,579
資産合計	689,703

科目	金額
負債の部	
流動負債	152,849
支払手形及び買掛金	86,707
短期借入金	9,653
関係会社短期借入金	20
1年内返済予定の長期借入金	258
リース債務	1,511
未払費用	11,901
未払法人税等	17,571
賞与引当金	5,854
その他	19,370
固定負債	156,605
転換社債型新株予約権付社債	100,592
長期借入金	6,108
リース債務	4,418
繰延税金負債	35,589
退職給付に係る負債	7,759
役員退職慰労引当金	477
役員株式給付引当金	278
その他	1,381
負債合計	309,455
純資産の部	
株主資本	277,614
資本金	25,658
資本剰余金	19,953
利益剰余金	234,131
自己株式	△2,128
その他の包括利益累計額	32,341
その他有価証券評価差額金	22,141
繰延ヘッジ損益	3
為替換算調整勘定	1,537
退職給付に係る調整累計額	8,659
非支配株主持分	70,291
純資産合計	380,248
負債純資産合計	689,703

連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		562,277
売上原価		388,917
売上総利益		173,359
販売費及び一般管理費		121,764
営業利益		51,595
営業外収益		
受取利息	991	
受取配当金	1,226	
持分法による投資利益	7,643	
為替差益	1,837	
その他	1,936	13,636
営業外費用		
支払利息	2,091	
棚卸資産廃棄損	391	
正味貨幣持高に係る損失	3,718	
その他	1,345	7,547
経常利益		57,685
特別利益		
固定資産売却益	17,355	
投資有価証券売却益	33,863	
関係会社株式売却益	41	
関係会社清算益	31	51,291
特別損失		
固定資産除売却損	369	
減損損失	69	
投資有価証券売却損	41	
投資有価証券評価損	9	
子会社清算損	101	
早期割増退職金	8	600
税金等調整前当期純利益		108,376
法人税、住民税及び事業税	30,946	
法人税等調整額	1,083	32,029
当期純利益		76,347
非支配株主に帰属する当期純利益		9,237
親会社株主に帰属する当期純利益		67,109

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	131,101
現金及び預金	19,182
受取手形	115
売掛金	68,941
商品及び製品	8,319
仕掛品	2,919
原材料及び貯蔵品	4,285
前払費用	97
関係会社短期貸付金	20,618
未収入金	5,994
その他	871
貸倒引当金	△245
固定資産	236,519
有形固定資産	32,317
建物	15,929
構築物	1,598
機械装置	3,329
車輛運搬具	16
工具器具備品	1,766
土地	8,510
建設仮勘定	1,165
無形固定資産	5,630
特許権	31
借地権	119
ソフトウェア	1,891
ソフトウェア仮勘定	3,546
その他	41
投資その他の資産	198,571
投資有価証券	22,711
関係会社株式	131,368
関係会社出資金	12,888
長期貸付金	2,725
関係会社長期貸付金	15,791
長期前払費用	754
前払年金費用	14,649
その他	2,726
貸倒引当金	△5,042
資産合計	367,621

科目	金額
負債の部	
流動負債	108,701
電子記録債務	2,932
買掛金	42,421
関係会社短期借入金	36,779
未払金	954
未払費用	2,688
未払法人税等	14,527
預り金	864
賞与引当金	2,832
設備関係支払手形	191
設備関係未払金	4,125
その他	383
固定負債	108,762
転換社債型新株予約権付社債	100,592
繰延税金負債	4,973
退職給付引当金	2,863
役員株式給付引当金	278
資産除去債務	29
その他	24
負債合計	217,463
純資産の部	
株主資本	148,101
資本金	25,658
資本剰余金	27,154
資本準備金	27,154
利益剰余金	95,868
利益準備金	3,990
その他利益剰余金	
固定資産圧縮積立金	757
固定資産圧縮特別勘定積立金	2,981
別途積立金	23,136
繰越利益剰余金	65,003
自己株式	△580
評価・換算差額等	2,056
その他有価証券評価差額金	10,485
繰延ヘッジ損益	△8,429
純資産合計	150,157
負債純資産合計	367,621

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		147,148
売上原価		105,112
売上総利益		42,035
販売費及び一般管理費		26,937
営業利益		15,097
営業外収益		
受取利息	2,071	
有価証券利息	7	
受取配当金	9,799	
為替差益	2,466	
その他	168	14,512
営業外費用		
支払利息	25	
棚卸資産廃棄損	242	
貸倒引当金繰入額	321	
業務委託料	257	
その他	577	1,423
経常利益		28,187
特別利益		
固定資産売却益	5,887	
投資有価証券売却益	33,131	
関係会社清算益	56	39,075
特別損失		
固定資産除売却損	338	
投資有価証券売却損	41	
投資有価証券評価損	4	
関係会社株式評価損	14	
子会社清算損	57	457
税引前当期純利益		66,804
法人税、住民税及び事業税	16,835	
法人税等調整額	484	17,319
当期純利益		49,485

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月9日

関西ペイント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	武久善栄
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	桃原一也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中村武浩

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、関西ペイント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、関西ペイント株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が

必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月9日

関西ペイント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	武久善栄
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	桃原一也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中村武浩

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、関西ペイント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第160期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要

と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第160期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針及び計画等に従い、取締役、内部監査部門である監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め意見表明し、重要な決裁書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また代表取締役とも意思疎通を行うとともに意見の表明を行いました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月10日

関西ペイント株式会社 監査役会

常勤監査役	長谷部 秀 士 ㊟
常勤監査役	吉 田 一 博 ㊟
監 査 役 (社外監査役)	山 本 徳 男 ㊟
監 査 役 (社外監査役)	中 井 洋 恵 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図



開催
場所

〒530-0001 大阪市北区梅田二丁目5-25
ハービスOSAKA 地下2F ハービスHALL
電話 06-6343-7800



開催
日時

2024年6月27日(木曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)



交通のご案内

阪神大阪梅田駅 西口から
徒歩約6分

JR大阪駅 桜橋口から
徒歩約7分

JR東西線
北新地駅 西改札口から
徒歩約10分

阪急大阪梅田駅から
徒歩約15分

Osaka Metro
四つ橋線西梅田駅
北改札口から
徒歩約6分

Osaka Metro
御堂筋線梅田駅
南改札口から
徒歩約10分

Osaka Metro
谷町線東梅田駅
北改札口から
徒歩約12分

株主総会会場
ハービスOSAKA 地下2F ハービスHALL



地下道からのアクセス



※駐車場・駐輪場はございませんので、ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。

※株主総会ご出席の株主様へのお土産のご用意はありません。ご理解くださいますようお願い申し上げます。

※会場が前回と異なっておりますので、お間違えのないようご注意ください。

関西ペイント株式会社



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。